

資 料 編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先

1 市

〔平成29年4月現在〕

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市中央1-1-1 (代)	(0287) 83-1111
総合政策課		(0287) 83-1112
まちづくり課		(0287) 83-1151
総務課		(0287) 83-1117
税務課		(0287) 83-1114
市民課		(0287) 83-1116
商工観光課		(0287) 83-1115
環境課		(0287) 83-1120
会計課		(0287) 83-1119
那須烏山市役所南那須庁舎	那須烏山市大金240	
市民課総合窓口グループ		(0287) 88-0870
農政課		(0287) 88-7117
都市建設課		(0287) 88-7118
教育委員会学校教育課		(0287) 88-6222
教育委員会生涯学習課		(0287) 88-6223
教育委員会文化振興課		(0287) 88-6224
議会事務局		(0287) 88-7114
保健福祉センター	那須烏山市田野倉85-1	
健康福祉課(福祉事務所)		(0287) 88-7115
こども課		(0287) 88-7116
上下水道庁舎	那須烏山市城東18-3	
上下水道課		(0287) 84-0411

2 消防本部

機 関 名	所 在 地	電話番号
南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長880-1	(0287) 82-2009
南那須地区広域行政事務組合那須烏山消防署	那須烏山市神長880-1	(0287) 82-2009

3 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253-7527
関東農政局栃木農政事務所地域第二課	大田原市本町1-2812	(0287) 23-5611
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町1-4	(028) 635-7260
国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所	那須烏山市初音10-20	(0287) 82-3365

関東財務局宇都宮財務事務所	宇都宮市桜3-1-10	(028) 633-6221
関東運輸局栃木運輸支局	宇都宮市八千代1-14-8	(028) 658-7011
宇都宮税務署	宇都宮市昭和2-1-7	(028) 621-2151
宇都宮地方法務局（本局）	宇都宮市小幡2-1-11	(028) 623-6333
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町1-4	(028) 633-4251
那須烏山公共職業安定所	那須烏山市城東4-18	(0287) 82-2213

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551

5 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県危機管理課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2695
栃木県消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2132
栃木県河川課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2445
栃木県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	(0287) 82-2231
那須烏山警察署	那須烏山市初音3-6	(0287) 82-0110
上境警察官駐在所	那須烏山市上境226-8	(0287) 82-3654
烏山駅前交番	那須烏山市南2-920-8	(0287) 84-0159
七合警察官駐在所	那須烏山市谷浅見1072-1	(0287) 82-3656
江川警察官駐在所	那須烏山市下川井303-2	(0287) 88-2720
田野倉警察官駐在所	那須烏山市田野倉170-5	(0287) 88-2400
福岡警察官駐在所	那須烏山市小倉1179-2	(0287) 88-7568
烏山土木事務所	那須烏山市中央1-6-92	(0287) 83-1321
県北環境森林事務所	大田原市中央1-9-9	(0287) 23-6363
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-1251
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	(0287) 22-2257
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央1-6-92	(0287) 82-2231
矢板土木事務所ダム管理部	矢板市末広町3-4	(0287) 43-5224
寺山ダム管理所	矢板市長井2166	(0287) 43-5431
東荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島1616-5	(0287) 45-1426
西荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島710	(0287) 45-0141
板室ダム管理支所	那須塩原市板室841	(0287) 69-0045
那須広域ダム管理支所（深山ダム管理事務所）	那須塩原市百村3092-1	(0287) 69-0101
矢板県税事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-2171
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-0535

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
烏山郵便局	那須烏山市金井2-19-1	(0287) 82-3342
烏山仲町郵便局	那須烏山市中央2-12-13	(0287) 83-1954
小木須郵便局	那須烏山市小木須1938-1	(0287) 83-1953
七合郵便局	那須烏山市大桶355	(0287) 83-1952
向田郵便局	那須烏山市野上713-20	(0287) 83-1950
南那須郵便局	那須烏山市大金193	(0287) 88-2001
下江川郵便局	那須烏山市下川井967	(0287) 88-2036
N T T 東日本栃木支店	宇都宮市東宿郷4-3-27	(028) 632-4460
K D D I (株) 小山ネットワークセンター	小山市神鳥谷1828	(0285) 28-5086
㈱N T T ドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	(028) 651-6070
東京電力(株)栃木カスタマーセンター	宇都宮市馬場通り1-1-11	(0120) 995-112
J R 東日本烏山駅	那須烏山市南2-5-6	(0287) 82-2295
日本赤十字社栃木県支部(事業推進部)	宇都宮市若草1-10-6	(028) 622-4801
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	(028) 634-9160

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社) 栃木県エルピーガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	(028) 689-5200
㈱栃木放送	宇都宮市本町12-11	(028) 622-1111
㈱エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	(028) 638-7640
㈱とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	(028) 623-0031
(一社) 栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1	(028) 622-2655
J R バス関東(株)宇都宮支店	芳賀町芳賀台110	(028) 687-0671

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一財) 那須烏山市農業公社	那須烏山市藤田1262	(0287) 88-7790
烏山農村婦人の家(J A 那須南管理)	那須烏山市初音7-16	(0287) 83-2111
那須南森林組合烏山支所	那須烏山市上境395	(0287) 82-2503
那須烏山商工会(本所)	那須烏山市金井2-5-11	(0287) 82-2323
那須烏山商工会(南那須支所)	那須烏山市大金194-3	(0287) 88-2029
J A なす南本店	那珂川町白久10	(0287) 96-6150
J A なす南荒川支店	那須烏山市大金194	(0287) 88-7121
J A なす南下江川支店	那須烏山市熊田268-2	(0287) 88-2251
J A なす南烏山支店	那須烏山市初音7-5	(0287) 83-2111
那須南農業共済組合	那須烏山市大桶2141-2	(0287) 84-1711
那須烏山市社会福祉協議会(本所)	那須烏山市田野倉85-1	(0287) 88-7881
那須烏山市社会福祉協議会(烏山支所)	那須烏山市初音9-7	(0287) 84-1294
那須烏山市観光協会(山あげ会館内)	那須烏山市金井2-5-26	(0287) 84-1977
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市大桶872	(0287) 83-0021

南那須地区広域行政事務組合保健衛生センター	那須烏山市大桶444	(0287) 83-1155
南那須地区広域行政事務組合総合健康管理センター	那須烏山市中央2-17-12	(0287) 84-1827
南那須地区障害者相談支援センター	那須烏山市旭1-18-8	(0287) 80-1020
赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	宇都宮市下栗1-4-3	(028) 638-1919

9 隣接市町

機 関 名	所 在 地	電話番号
那珂川町役場	那珂川町馬頭409	(0287) 92-1111
さくら市役所	さくら市氏家2771	(028) 681-1111
高根沢町役場	高根沢町大字石末2053	(028) 675-8100
芳賀町役場	芳賀町祖母井1020	(028) 677-1111
市貝町役場	市貝町大字市塙1280	(0285) 68-1111
茂木町役場	茂木町大字茂木155	(0285) 63-5614
常陸大宮市役所	常陸大宮市中富町3135-6	(0295) 52-1111

10 福祉避難所

機 関 名	所 在 地	電話番号
社会福祉法人 大和久福祉会	那須烏山市南大和久956-2	(0287) 88-2041
社会福祉法人 敬愛会	那須烏山市滝田1867-3	(0287) 84-1176
社会福祉法人 正州会	那須烏山市三箇183-1	(0287) 88-0311
社会福祉法人 みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	那須烏山市南1-2806-1	(0287) 82-2578

○給水装置工事事業指定者一覧

[平成28年11月現在]

事業指定者名	所在地	連絡先
那須烏山市内（五十音順）		
アクア住器㈱アクア住器センター	那須烏山市森田1353-6	(0287) 88-0582
荒井工業㈱	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
伊藤設備	那須烏山市興野426	(0287) 83-1110
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
(有)鎌田水道設備工業	那須烏山市田野倉171-1	(0287) 88-7264
(有)清美建設	那須烏山市興野1269-4	(0287) 84-1704
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業㈱	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
(有)佐藤設備興業	那須烏山市三箇3010-3	(0287) 88-0353
(有)サトウムセン	那須烏山市中央2-5-2	(0287) 82-2495
(有)修和工業	那須烏山市三箇2014	(0287) 88-9226
須藤住宅設備	那須烏山市志鳥111	(0287) 88-8817
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
大栄設備工業	那須烏山市宮原112	(0287) 82-7011
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
㈱谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
㈱那須クリエイト	那須烏山市中山161-1	(0287) 80-3070
福田設備	那須烏山市南大和久469	(0287) 88-2366
松山工業	那須烏山市中山1717-1	(0287) 83-1059
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
矢澤建設㈱	那須烏山市興野768	(0287) 83-0157
(有)ヨロズヤ	那須烏山市旭1-17-8	(0287) 82-2755
那須烏山市外（五十音順）		
阿久津工務店	那珂川町白久789	(0287) 92-2726
㈱阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
アズマ工業㈱	宇都宮市御幸ヶ原町14-34	(028) 622-4323
関東アストモスガス㈱	東京都町田市鶴間1619-8	(0287) 82-2847
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
㈱荒牧空調工業	さくら市卯の里1-12-9	(028) 682-2810
(有)アンカーライフシステム	茨城県常陸大宮市鷺子1749	(0295) 58-2400
㈱イースマイル	大阪市浪速区敷津東3-7-10	(06) 6631-7449
(有)池田設備工業	高根沢町大字上高根沢2552	(028) 675-3744
(有)石川	市貝町赤羽3494-2	(0285) 68-1151

石川工業	宇都宮市下桑島町1097-4	(028) 612-1838
㈱伊藤ライニング	宇都宮市幕田町295-1	(028) 684-2511
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
㈱植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(有)ウォーターワークス ツナカワ	宇都宮市上戸祭94-34	(028) 600-5685
(有)栄進設備	宇都宮市砥上町1661-6	(028) 648-5608
(有)大田原設備メンテナンス	大田原市元町1-10-1	(0287) 23-1674
大塚産業㈱	宇都宮市砥上町350-18	(028) 648-1518
大森設備工業	那珂川町大山田上郷1872	(0287) 93-0354
(有)かまひこ工業	宇都宮市花房1-13-15	(028) 638-9308
㈱川田組	鹿沼市茂呂2539-5	(0289) 76-1310
㈱菊地設備工業	宇都宮市下平出町161-1	(028) 666-5469
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
㈱共栄配管	宇都宮市西川田町6-2	(028) 658-0502
協進設備工業㈱	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381
久保井水道(有)	宇都宮市金田町452-1	(028) 674-2053
熊倉管工電設㈱	栃木市静356-2	(0282) 55-3161
㈱クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1	(028) 639-5611(支社)
郡司設備工業	大田原市南金丸227	(0287) 24-2655
(有)現代屋	芳賀町大字給部14-29	(0286) 77-1676
(有)見目設備工業	高根沢町大字太田1242	(028) 676-1926
(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	(028) 667-8201
(有)晃伸工業	宇都宮市御幸ヶ原139-135	(028) 662-2872
(有)古口設備工業	高根沢町大字石末2028-9	(028) 675-0487
コボリ工業㈱	さくら市氏家2433-21	(028) 681-2163
(有)小山田鉄工	那珂川町馬頭378	(0287) 92-2154
(有)坂本電機設備工業	下野市緑2-3290-16	(0285) 44-1143
㈱サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005
(有)三陽設備工業	大田原市末広1-3632	(0287) 23-1400
(有)塩沢設備工業	芳賀郡益子町小宅31-2	(0285) 72-0843
(有)篠田設備	益子町大字益子1933-4	(0285) 72-7108
昭和水道土木㈱	東京都台東区台東2-23-7	(0287) 36-1778
㈱新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(有)スガマタ設備	宇都宮市白沢町2024-47	(028) 673-3008
清和実業㈱	宇都宮市台新田1-18-4	(028) 659-1112
(有)総合住宅設備	宇都宮市鶴田町877	(028) 648-4160
(有)総合住設	高根沢町光陽台3-12-3	(090) 1806-7594
タイガー設備工業	さくら市鷺宿3907-9	(028) 686-4431
タカオ設備工業	大田原市余瀬532	(0287) 54-4958
(有)高工設備工業	宇都宮市新里町丁1182-8	(028) 665-0843
㈱高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
㈱田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
田代設備工業(有)	大田原市住吉町1-7-27	(0287) 22-2929

(有)田積設備工事	大田原市倉骨296	(0287) 23-0382
(株)田中工業	宇都宮市築瀬町1923-2	(028) 635-6111
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町大字伏久121	(028) 676-0020
(有)手塚設備	那珂川町三輪738	(0287) 96-3674
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(有)トーキヤ	芳賀町大字下延生1721	(028) 678-1384
栃木ソーラー(株)	宇都宮市川田町803	(028) 636-0171
(有)豊田工業	宇都宮市中戸祭1-1-19	(028) 622-5959
(有)長峰設備工業	矢板市片岡2162-3	(0287) 48-1409
(株)西浦工業	宇都宮市鶴田町217-11	(028) 648-4128
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465-2	(028) 624-8439
(有)ビクトリー	茨城県古河市東山田3837-1	(0270) 79-1066
日下田工業(株)	宇都宮市平松本町654-7	(028) 637-3017
(有)桧山産業	宇都宮市下栗町2323-1	(028) 635-2798
(株)平石工業	芳賀町大字上延生464	(028) 677-1037
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(有)笛田設備	那須町高久甲5890	(0287) 64-0732
福田設備	那須塩原市上赤田238	(0287) 36-2784
平和商事(株)	茨城県常陸大宮市東野4815-1	(0295) 74-1310
(株)細野工業	益子町大字七井2623	(0285) 72-5285
堀江工業(有)	宇都宮市山本町372-1	(028) 627-0660
(株)本多商会	那珂川町馬頭100	(0287) 92-2303
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(有)益子ポンプ店	那珂川町馬頭2558-55	(0287) 92-2977
(株)増渕組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(有)マルキ設備農機具	下野市柴7-7	(0285) 44-2377
三菱電機システムサービス(株)	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1	(028) 662-0307(支社)
(株)宮川電設	さくら市喜連川4077	(028) 686-2250
(有)茂木住機サービス	茂木町大字鮎田2750	(0285) 63-1817
(株)モリフジ	宇都宮市氷室町2060-1	(028) 678-1786
山本設備	那珂川町片平134-1	(0287) 96-4759
横山工業(株)	宇都宮市中久保1-10-15	(028) 661-0015
吉成水道	塩谷町大宮424	(0287) 47-6113
Y設備	宇都宮市陽東1-8-27	(028) 661-8210
(有)ワイビック	茂木町大字山内257	(0285) 62-0081
若目田設備(有)	宇都宮市鐘山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511

○下水道排水設備指定工事店一覧

[平成29年1月現在]

指 定 工 事 店 名	営 業 所 所 在 地	電 話 番 号
那須烏山市内（五十音順）		
荒井工業(株)	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(株)荒川建設	那須烏山市田野倉192-1	(0287) 88-2654
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
伊藤設備	那須烏山市興野426	(0287) 83-1110
今西ポンプ	那須烏山市谷浅見1089	(0287) 84-2205
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業(株)	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
(有)修和工業	那須烏山市三箇2014	(0287) 88-9226
須藤住宅設備	那須烏山市志鳥111	(0287) 88-8817
(株)関谷建設	那須烏山市神長597-2	(0287) 80-1311
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
大栄設備工業	那須烏山市宮原112	(0287) 82-7011
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
(株)谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
(有)田村建設	那須烏山市旭2-7-16	(0287) 82-3464
(株)中山建設	那須烏山市田野倉819-1	(0287) 88-7145
(株)那須クリエイト	那須烏山市中山161-1	(0287) 80-3070
(株)野村建設	那須烏山市中央3-6-3	(0287) 84-0506
(株)平野建設	那須烏山市野上1162	(0287) 82-3740
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
森島建設(有)	那須烏山市上境287	(0287) 84-0507
山田建設(株)	那須烏山市金井1-4-32	(0287) 82-2473
渡邊建設(株)	那須烏山市金井2-7-11	(0287) 82-2470
那須烏山市外（五十音順）		
(株)阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
荒牧空調工業(株)	さくら市卯の里一丁目12-9	(028) 682-2810
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
(株)植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(株)川田組	鹿沼市茂呂2519-5	(0289) 76-1310
(株)菊地設備工業	宇都宮市下平出町161-1	(028) 666-5469
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
協進設備工業(株)	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381

(有)現代屋	芳賀町大字給部14-29	(028) 677-1676
(有)見目設備工業	高根沢町太田1242	(028) 676-1926
(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	(028) 667-8201
(有)古口設備工業	高根沢町大字石末2028-9	(028) 675-0487
(株)サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005
新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(有)総合住宅設備	宇都宮市鶴田2-16-2	(028) 648-4160
(有)総和住設	高根沢町光陽台3-12-3	(028) 680-1153
タイガー設備工業	さくら市鷲宿3907-9	(028) 686-4431
(株)高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
(株)田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町伏久121	(028) 676-0020
(有)手塚設備	那珂川町三輪738	(0287) 96-3674
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(有)長峰設備工業	矢板市片岡2162-3	(0287) 48-1409
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
日下田工業(株)	宇都宮市平松本町1344	(028) 637-3017
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市今宮2-17-1	(028) 645-9671
(株)本多商会	那珂川町馬頭100	(0287) 92-2303
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(有)益子ポンプ店	那珂川町馬頭2558-55	(0287) 92-2977
(株)増渕組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(株)宮川電設	さくら市喜連川4077	(028) 686-2250
若目田設備(有)	宇都宮市鎧山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511

○那須烏山市防災会議委員名簿

No.	区 分	所 属 機 関 及 び 職 名	備 考
1	会 長	那須烏山市長	
2	第1号委員	那須烏山警察署長	市を管轄区域とする警察署の長
3	第2号委員	栃木県烏山土木事務所長	
4	第3号委員	南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長	
5	第4号委員	那須烏山市消防団長	
6	第5号委員	那須烏山市教育委員会教育長	
7	第6号委員	那須烏山市副市長	市長が指名する市の職員
8	〃	那須烏山市総務課長	〃
9	〃	那須烏山市農政課長	〃
10	〃	那須烏山市都市建設課長	〃
11	〃	那須烏山市上下水道課長	〃

〔避難・救護〕

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

1 指定緊急避難場所

〔平成29年4月1日現在〕

施設番号	施設名称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	総面積	避難計画人口	対象地区	災害の種類による適否			
								洪水	土砂災害	地震	火災
1	烏山中央公園	那須烏山市 中央2-13-12	生涯学習課長	(0287)88-6223	m ² 11,185	人 2,000	泉町・仲町・鍛冶町・ 日野町・宮原	○	×	×	○
2	烏山高校	中央3-9-8	烏山高校長	(0287)83-2075	38,869	2,000	屋敷・元田町・城東・ 滝田	○	○	○	○
3	旧烏山女子高校	金井1-4-23	烏山高校長	(0287)83-2075	26,264	1,500	あたご・南	○	○	○	○
4	山あげ会館	金井2-5-26	那須烏山市 観光協会会長	(0287)84-1977	11,929	100	金井	○	○	○	○
5	烏山運動公園	南1-13-12	生涯学習課長	(0287)88-6223	22,491	1,500	金三	○	○	○	○
6	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287)82-2229 [(0287)82-3827]	40,994	2,400	高峰・旧烏山地区・神 長・滝・宮原	○	○	○	○
7	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287)82-2049 [(0287)84-3025]	22,536	2,300	旧烏山地区・神長・ 滝・宮原	○	○	○	○
8	城東公民館	城東4	城東自治会長		414	50	城東	○	○	○	○
9	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287)82-2009	11,656	800	神長	○	○	○	○
10	龍門ふるさと民芸館	滝414	那須烏山市 観光協会会長	(0287)83-2765	2,300	20	滝	○	○	○	○
11	すくすく保育園	野上703	こども課長	(0287)82-2359	11,387	800	野上	○	○	○	○
	烏山南公民館	(旧野上小)	生涯学習課長	(0287)88-6223							
12	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287)83-1117	16,867	250	向田・落合	○	○	○	○
13	宮原公民館	宮原551	宮原自治会長		318	50	宮原	○	○	○	○
14	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287)83-1117	12,940	700	下境・小原沢	○	○	○	○
15	旧境保育園	下境1165	総務課長	(0287)83-1117	2,291	50	下境・小原沢	○	○	○	○
16	境公民館	上境290-1	生涯学習課長	(0287)88-6223	1,995	100	上境	○	○	○	○
17	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287)82-2442 [(0287)82-2474]	26,707	1,400	上境	○	○	○	○
18	木須の郷交流館	小木須1862	小木須代表 自治会長		3,225	100	小木須	○	×	×	○
19	オオムラサキ公園	大木須1730	大木須代表 自治会長		1,928	80	大木須	○	×	×	○
20	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287)83-1117	6,700	80	横枕	○	○	○	○
21	明和ふれあいガーデン	小木須2659 (旧東小学校)	株DAIKAN	(0287)83-8735	18,000	600	小木須・大木須・横枕	○	×	×	○

22	大沢せせらぎの里公園	大沢634	商工観光課長	(0287)83-1115	4,400	50	大沢	○	×	×	○
23	興野集会所	興野963	興野代表 自治会長		6,861	500	興野	○	○	○	○
24	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287)82-2707 [(0287)83-2329]	20,744	1,000	谷浅見・中山	○	○	○	○
25	七合公民館	大桶928-10	生涯学習課長	(0287)88-6223	4,477	100	大桶・白久	○	○	○	○
26	緑地運動公園	藤田1181-85	生涯学習課長	(0287)88-6223	56,600	1,700	大金台・南大和久・藤田	○	○	○	○
27	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287)88-7115 [(0287)88-6069]	34,114	2,600	田野倉・小倉・宇井・大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○
29	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287)88-2021 [(0287)88-0160]	59,013	1,600	大金・東原・小河原・高瀬・大里	○	○	○	○
29	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287)88-7817 [(0287)88-0154]	39,852	1,000	上川井・下川井	○	○	○	○
30	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		6,549	1,000	熊田・月次	○	○	○	○
31	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長	(0287)88-9067	4,347	700	藤田	○	○	○	○
32	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表 自治会長		6,810	900	三箇	○	○	○	○
33	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表 自治会長	(0287)88-9066	8,208	1,200	志鳥	○	○	○	○
34	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長	(0287)88-7707	4,038	1,900	芦生沢・こぶし台・鴻野山・小白井・西野	○	○	○	○
35	八ヶ代コミュニティー センター	八ヶ代169	八ヶ代自治会長		2,959	900	福岡・八ヶ代	○	○	○	○
36	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長	(0287)88-2714	4,125	600	曲畑	○	○	○	○
37	輪之内自治会公民館	森田561	輪之内自治会長		5,386	900	大里・小埜・森田宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
38	東泉寺	小倉440-1	東泉寺住職		1,777	150	小倉	○	○	○	○

2 指定避難所

〔平成29年4月1日現在〕

施設 番号	名 称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	収容 人員	建 物 築 年 (西暦)	建物 構造	耐 震 の 有 ・ 無	収容地区	災害の種類による適否			
										洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山体育館	中央2-13-12	生涯学習課長	(0287)88-6223	450	1972	非木造	無	鍛冶町・日野町・宮原・大沢	○	○	○	○
2	烏山武道館	中央2-17-1	〃	〃	100	1975	非木造	無	泉町・仲町	○	○	○	○
3	烏山公民館	中央2-13-8	〃	(0287)82-7082	120	1977	非木造	無	泉町・仲町	○	○	○	○
4	烏山高校	中央3-9-8	烏山高校長	(0287)83-2075	450	1971	非木造	有	屋敷・元田町・城東・滝田	○	○	○	○
5	旧烏山女子高校 (体育館)	金井1-4-23	〃	〃	450	1975	非木造	有	あたご・金井・南・金三	○	○	○	○
6	農村婦人の家	初音7-16	J A那須南	(0287)83-2111	50	1986	木造	無	あたご	○	○	○	○
7	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287)82-2229 [(0287)82-3827]	700	1978	非木造	有	高峰・旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
8	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287)82-2049 [(0287)84-3025]	700	1970	非木造	有	旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
9	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287)82-2009	100	2014	非木造	有	神長	○	○	○	○
10	龍門ふるさと民芸館	滝414	滝自治会長	(0287)83-2765	50	1993	非木造	有	滝	○	○	○	○
11	すくすく保育園	野上703 (旧野上小)	こども課長	(0287)82-2359	250	1980	非木造	有	野上	○	○	○	○
	生涯学習課長												
12	野上体育館	野上703 (旧野上小体育館)	生涯学習課長	(0287)88-6223	450	1980	非木造	無	野上	○	○	○	○
13	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287)83-1117	700	1992	非木造	有	向田・落合	○	○	○	○
14	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287)83-1117	400	1973	木造	無	下境・小原沢	○	○	○	○
15	旧境保育園	下境1165	総務課長	(0287)83-1117	100	1975	木造	無	〃	○	○	○	○
16	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287)82-2442 [(0287)82-2474]	500	1986	非木造	有	上境	○	○	○	○
17	木須の郷交流館	小木須1845	小木須代表 自治会長		50	2005	木造	無	小木須	○	×	×	○
18	大木須集会所	大木須1768	大木須代表 自治会		50	1980	木造	無	大木須	○	×	×	○
19	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287)83-1117	70	1997	非木造	無	横枕	○	×	×	○
20	明和ふれあいガー デン	小木須2659 (旧東小学校)	㈱DAIKAN	(0287)83-8735	300	1991	非木造	有	小木須・大木須・横枕	○	×	×	○
21	興野集会所	興野840	興野代表 自治会長		100	1982	木造	無	興野	○	○	○	○
22	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287)82-2707 [(0287)83-2329]	350	1973	非木造	有	谷浅見	○	○	○	○
23	旧七合中学校 (体育館)	中山226	生涯学習課長	(0287)88-6223	450	1987	非木造	有	中山	○	○	○	○
24	七合保育園	大桶870	七合保育園長	(0287)82-2709	50	1974	木造	無	大桶・白久	○	○	○	○

25	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287) 88-7115 [(0287) 88-6069]	340 (150)	1999	非木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
26	那須烏山市武道館	大金240	生涯学習課長	(0287) 88-6223	—	2017	木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
27	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287) 88-2021 [(0287) 88-0160]	750	1992	非木造	有	田野倉・小倉・宇井・大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○
28	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287) 88-7817 [(0287) 88-0154]	600	1990	非木造	有	上川井・下川井	○	○	○	○
29	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		20	(不明)	木造	無	熊田・月次・大金台	○	○	○	○
30	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長	(0287) 88-9067	50	(不明)	木造	無	藤田・南大和久	○	○	○	○
31	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表自治会長		60	(不明)	木造	無	三箇	○	○	○	○
32	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表自治会長	(0287) 88-9066	50	(不明)	木造	無	志鳥	○	○	○	○
33	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長	(0287) 88-7707	30	(不明)	木造	無	芦生沢・こぶし台・鴻野山・小白井・西野	○	○	○	○
34	八ヶ代コミュニティーセンター	八ヶ代169	八ヶ代自治会長		20	1999	木造	有	福岡・八ヶ代	○	○	○	○
35	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長	(0287) 88-2714	25	(不明)	木造	無	曲畑	○	○	○	○
36	輪之内公民館	森田561	輪之内自治会長		25	(不明)	木造	無	大里・小埜・森田宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
37	南那須公民館	岩子6-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	150	1987	非木造	有	田野倉・大金	×	○	○	○
38	スポーツ健康館	藤田1181-85	〃	(0287) 88-6223	40	1995	非木造	有	南大和久・藤田	○	○	○	○
39	南那須図書館	田野倉65-1	〃	(0287) 88-2748	100	2003	非木造	有	田野倉・大金・東原・小河原	○	○	○	○
40	つくし幼稚園	東原50	つくし幼稚園長	(0287) 88-2131	50	1994	非木造	有	大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○

※ 施設番号25「保健福祉センター」の収容人員のカッコ内の数値は、市役所烏山庁舎が万一、災害対策本部として機能しなくなったときの代替施設として使用した場合の収容人員である。

※ 施設番号26「那須烏山市武道館」は、平成28年度中に建設予定であることから収容人員に関しては、施工結果を確認次第数値を確定させるものとする。

○医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須南病院	那須烏山市中央3-2-13	(0287)84-3911
熊田診療所	那須烏山市熊田555	(0287)88-2136
七合診療所	那須烏山市中山137	(0287)82-2781
境診療所	那須烏山市上境240	(0287)82-2292
烏山台病院	那須烏山市滝田1868-18	(0287)82-2739
山野クリニック	那須烏山市中央2-4-3	(0287)84-3850
佐野医院	那須烏山市中央2-11-17	(0287)84-1616
大野医院 ※	那須烏山市中央3-8-4	(0287)84-3513
金井医院 ※	那須烏山市南2-9-16	(0287)83-1166
滝田内科医院	那須烏山市金井1-13-5	(0287)82-2544
阿久津クリニック	那須烏山市金井2-1-6	(0287)83-2021
滝童内医院	那須烏山市金井2-17-10	(0287)82-2175
水沼医院	那須烏山市金井1-14-8	(0287)84-0001
近藤クリニック	那須烏山市野上637-2	(0287)83-2250
林田医院	那須烏山市大金212-4	(0287)88-2056
塩谷医院	那須烏山市田野倉183	(0287)88-2055
青木医院	那須烏山市鴻野山212-2	(0287)88-6211

※印は、不定期診療

○食料、生活必需品の備蓄状況

【総務課管理分】

〔平成29年2月21日現在〕

備蓄場所 備蓄品	市役所烏山庁舎 職員休憩室	烏山体育館	向田体育館	保健福祉センター	烏山小学校 体育館
食料等	α米 1450食 かゆ(乳児用) 600食 クラッカー 700袋 ビスコ 420袋 カロリーメイト300箱 保存水(500mℓ) 1584本 保存用パン 624缶		α米 50食 クラッカー 210袋 保存水(500mℓ) 68本	α米 100食 クラッカー 70袋 保存水(500mℓ) 72本	α米 100食 クラッカー 140袋 ビスコ 180袋 保存水(500mℓ) 240本
生活必需品	毛布 20枚 簡易トイレ 1set トイレ消臭袋 60枚 粉ミルク 100袋 災害時電話機 64台 小型発電機 2台	毛布 300枚 床敷き用量 44枚	毛布 40枚	毛布 58枚	

※ 旧境保育園に若干の保存食及び保存水の備蓄あり。

【健康福祉課管理分】

〔平成29年1月27日現在〕

備蓄場所 分類	保健福祉センター	
防護具	防護服	1,395枚
	防護服(前掛け)	2,886枚
	防護服(キャップ)	100枚
マスク	サージカルマスク	33,870枚
	N95マスク	3,559枚
	3Dマスク	29,000枚
体温計	サーモフォーカス	4本
	ディスプレイ体温計	250本
アルコール 消毒薬	ヒビスコール	940分
	ゴージャー HIS-N	9,420mℓ分
	消毒用エタノール	4.50分
	ウィル・ステラVH	750分
手洗い洗剤	シャボネットF	93.60分
	シャボネットP-5	1000分
	シャボネットユーム	100分
殺菌剤等	次亜塩素酸ナトリウム 水溶液 ハイター	
手袋	[極薄]モデルローブ使いきり手袋	500双
	[薄手]ニトリルサーチ	366双
	ラテックスグローブ	350双
	ニトリルゴム手袋	50双
	ニトリルクリーン手袋	500双
	ニトリルラテックス手袋	250双
	サラヤプラスチック手袋	900双
	ナビロール手袋	1,000双

備蓄場所 分類	保健福祉センター	
非常食類	カロリーメイト	120箱
	ビスケット	120袋
	α米	300食
	ホット!ライス	96食
	保存用パン	144缶
	乾燥スープ	400食
	水 2ℓ (エコアクア)	60本
その他	汚物処理セット (ツールBOX)	15set
	嘔吐物緊急凝固剤セット	40set
	ごみ袋 (90ℓ)	90袋
	バケツ	5個
	紙カップ	2,500個
	消石灰 (20kg)	26袋
	毛布	40枚

〔消 防〕

○危険物施設の現況

(平成28年度現在)

種 別	箇所数	種 別	箇所数
製 造 所	2	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	47
屋 内 貯 蔵 所	22	屋 外 貯 蔵 所	6
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	22	給 油 取 扱 所	28
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	32	一 般 取 扱 所	19

○危険物の大量貯蔵所等一覧

事 業 所 名	所 在 地	品 名	容量(kl)	タ ン ク 数
(株)新庄	向田1432-1	第 1 石 油 類	200	屋内貯蔵所 1
		第 2 石 油 類	400	屋外タンク貯蔵所 5
		第 3 石 油 類	60	屋外貯蔵所 1
		第 4 石 油 類	199.8	
東北化工(株)	藤田1200	第 1 石 油 類	19.37	屋内貯蔵所 3
		第 2 石 油 類	39.6	屋外タンク貯蔵所 3
		第 3 石 油 類	39	屋外貯蔵所 1
		動 植 物 油 類	199.8	一般取扱所 1
ナス化学(株)	藤田1181-160	灯 油 類 等	134.804	製造所 1
		第 2 石 油 類	16.384	屋外タンク貯蔵所 7
		第 3 石 油 類	230	屋外貯蔵所 3
		第 4 石 油 類	90	一般取扱所 1

○水防倉庫

名 称	場 所
消防本部	神長880-1 (那須烏山消防署)
那須烏山市水防倉庫	中央1丁目18番地内 (市役所烏山庁舎職員駐車場西側)
向田消防車庫	向田1589 (向田三文路交差点西50m)
南那須水防倉庫	岩子6-1 (南那須公民館南)

○消防組織・施設の状況

[平成28年10月1日現在]

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
1	1	仲町・泉町・城東	1	1	1	3	15	19	消防ポンプ自動車
	2	屋敷・元田町			1	3	14	18	圧縮空気泡消火装置搭載型車両・人員輸送車
	3	鍛冶町・日野町			1	3	15	19	消防ポンプ自動車
	4	あたご・金井			1	3	14	18	消防ポンプ自動車
	5	金三・南・高峰			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	計				1	1	5	15	69
2	1	神長・滝	1	1	1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	2	野上			1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	3	向田			1	3	16	20	消防ポンプ自動車
	計				1	1	3	9	37
3	1	宮原	1	1	1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	2	上境			1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	3	下境・小原沢			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	4	小木須			1	3	6	10	消防ポンプ自動車
	5	大木須			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	6	横枕			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	7	大沢			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	計				1	1	7	21	60
4	1	興野	1	1	1	2	12	15	消防ポンプ自動車
	2	滝田			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	3	中山・八ヶ平・平野			1	3	11	15	小型ポンプ積載車
	4	谷浅見			1	3	8	12	消防ポンプ自動車
	5	大桶・白久			1	2	12	15	消防ポンプ自動車
	計				1	1	5	13	50
5	1	藤田	1	1	1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	2	三箇上・中・下			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	3	下川井			1	3	11	15	小型ポンプ積載車
	4	上川井			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	計				1	1	4	12	44

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
6	1	志鳥下・中	1	1	1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	2	志鳥中・上			1	3	12	16	小型ポンプ積載車
	3	熊田西・東			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	4	月次・大金台			1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	計				1	1	4	12	43
7	1	南大和久	1	1	1	3	6	10	小型ポンプ積載車
	2	小倉・宇井			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	3	田野倉			1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	4	大金・東原・小河原・高瀬			1	3	14	18	消防ポンプ自動車
	5	鴻野山・芦生沢・こぶし台			1	2	14	17	消防ポンプ自動車
	6	小白井・西野			1	3	6	10	小型ポンプ積載車
計		1	1	6	17	58	83		
8	1	小埜・森田・輪之内	1	1	1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	2	大里・曲田			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	3	曲畑			1	3	12	16	小型ポンプ積載車
	4	八ヶ代			1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	5	福岡			1	3	11	16	小型ポンプ積載車
計		1	1	5	15	53	76		
女性部	1	女性第1部			1	3	7	11	多機能型車両
	2	女性第2部			1	3	4	8	救護用人員輸送車
	計				2	6	11	19	
階級別人数 団長 (1) 副団長 (3) 分団長 (8) 副分団長 (8) 部長 (39) 女性部長 (2) 班長 (114) 女性班長 (6) 団員 (426) 合計 (607) 団員426人中支援団員59人									

(平成28年4月1日現在)

	消 防 水 利 等				資 機 材		
	防火水槽	消火栓	その他	計	ポンプ車 (水槽付を含む。)	小型ポン プ積載車	計
那 須 烏 山 市	463	573	99	1,135	22	19	41

○重要水防箇所一覽

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)	対策水防工法
		種別	階級		町、大字	字		
県の管理区間	荒川(塩谷)	堤防高	B	左	向田		800	積土のう
	江川(烏山)	堤体強度	B	右	向田		225	木流し
	江川(烏山)	堤防高	B	左・右	向田		570	積土のう
	荒川(塩谷)	堤防断面	B	左・右	三箇	入江野	1,800	積土のう
	荒川(塩谷)	堤防断面	B	右	小倉	本郷	1,600	積土のう
	荒川(塩谷)	堤防断面	B	右	大金		200	積土のう
国の管理区間	那珂川	堤防高	B	右	那珂川町谷田～大桶	78.50k～ 78.00k下280m	770	避難勧告 積土のう
	那珂川	堤防高	A	右	大桶	78.00k下280m～ 77.00k上180m	570	避難勧告
	那珂川	堤防高	(重点) A	右	大桶	77.00k上60m～ 76.00k上100m	620	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	右	大桶～谷浅見	76.00k上100m～ 74.50k上190m	1,465	避難勧告
	那珂川	堤防高	A	右	谷浅見	74.50k上190m～ 74.00k上140m	540	避難勧告
	那珂川	堤防高	(重点) A	右	谷浅見	74.00k下230m～ 72.00k上270m	1,200	避難勧告 積土のう
	那珂川	堤防高	A	左	興野	72.00k上150m～ 71.50k下150m	620	避難勧告
	那珂川	堤防高	A	右	谷浅見	72.00k上50m～ 72.00k下80m	130	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	左	興野	71.00k下90m～ 70.50k下100m	480	避難勧告
	那珂川	堤防高	A	右	滝田	71.00k下110m～ 70.00k下50m	680	避難勧告
	那珂川	堤防高	(重点) A	左	興野	70.50k下100m～ 69.00k上60m	1,250	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	右	滝田	69.50k上240m～ 69.00k上20m	640	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	右	滝田～城東	69.00k下50m～ 68.50k上186m	264	積土のう
	那珂川	堤防高 新堤防	B 要	右	城東	68.50k上186m～ 68.50k上126m	60	積土のう 表むしろ張り
	那珂川	堤防高	(重点) B	右	城東～表	68.50k上126m～ 68.50k下200m	320	積土のう
	那珂川	堤防高	(重点) A	左	興野	68.50k上110m 67.50k下180m	410	避難勧告 積土のう
	那珂川	堤防高 すべり	B B	右	表	68.50k下200m～ 68.00k上100m	340	積土のう 表むしろ張り
	那珂川	堤防高	(重点) A	右	宮原～野上	67.50k上250m～ 63.00k	4,550	避難勧告
那珂川	堤防高	A	左	大沢～上境	66.50k上60m～ 66.50k下40m	100	避難勧告	

那珂川	堤防高 新堤防	(重点) A 要	左	上境 ～下境	64.50k上200m～ 61.00k上100m 61.50k上315m～ 61.50k下27m	3,320 (315)	避難勧告・積土のう 表むしろ張り
那珂川	堤防高	(重点) A	右	野上	62.50k上200m～ 62.00k下280m	950	避難勧告
那珂川	工作物	B	右	野上	62.00k上190m	1箇所	
那珂川	堤防高 堤防断面	(重点) A A	右	野上 ～向田	61.50k上190m～ 60.50k上70m	1,270	積土のう 築回し
那珂川	堤防高	A	左	下境 ～小原沢	60.50k上270m～ 59.50k下200m	1,230	避難勧告・積土のう
那珂川	堤防高	A	左	小原沢	57.00k上300m～ 57.00k上100m	200	避難勧告

○取水堰一覧

河川名	名称	位置	形状寸法			取水設備				
			形式	高さ	幅	左右岸の別	寸法			機能
							高さ	幅	門	
荒川	落合堰	落合	木工沈床	0.9	60.0	右	3.5	1.3	1	手動式巻上木造扉
〃	向田堰	向田	〃	2.1	66.0	左	3.3	2.0	1	手動式鋼製扉
〃	下河原堰	三箇	〃	1.1	116.0	〃	3.2	1.0	2	木造角落し
〃	小倉堰	藤田	〃	0.8	43.0	右	4.5	1.3	2	手動式巻上木造扉
〃	滝下用水堰	〃	コンクリート	1.3	60.0	〃	0.8	0.8	1	〃
〃	大和久堰	南大和久	木工沈床	0.8	58.0	〃	3.0	1.0	2	手動式巻上鋼製扉

〔災害危険箇所〕

○土石流危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			溪流番号
			人家戸数	公共建物	種類	数量	行政機関責任者	連絡先(消防団長からの連絡先)	避難場所	
1	川西二号沢	神長川西	9				那須烏山市 総務課長	神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	I 82001
2	滝上沢	滝	21			滝行政区長 (2分団長)		龍門ふるさと民芸館	I 82002	
3	滝下沢	滝	10			滝行政区長 (2分団長)		龍門ふるさと民芸館	I 82003	
4	城東沢	城東	16			城東行政区長 (1分団長)		烏山高校	I 82004	
5	水無沢	興野上	3			興野行政区長 (4分団長)		興野集会所	I 82005	
6	興野沢	興野中	20			興野行政区長 (4分団長)		興野集会所	I 82006	
7	興野中二号沢	興野中	11	有	水道施設	1		興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	I 82007
8	井戸沢	大沢下	4					大沢行政区長 (3分団長)	烏山体育館	I 82008
9	川口二号沢	大沢下	12	有	社会福祉施設	1		大沢行政区長 (3分団長)	烏山体育館	I 82009
10	大沢下三号沢	大沢下	0					大沢行政区長 (3分団長)	烏山体育館	I 82010
11	一の沢四号沢	上境一の沢	5					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82011
12	一の沢五号沢	上境一の沢	12					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82012
13	山際沢	上境上平	42					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82013
14	中堀沢	上境上平	57					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82014
15	卯の木沢	下境上	17	有	集会施設	1		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82015
16	卯の木沢	下境上	31	有	学校・集会施設	2		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82016
17	尼寺沢	下境尼寺	22	有	集会施設	1		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82017
18	石原二号沢	下境後石原	1					下境行政区長 (3分団長)	旧境保育園	I 82018
19	石原三号沢	下境後石原	1					下境行政区長 (3分団長)	旧境保育園	I 82019
20	川戸三号沢	小木須川戸	4	有	集会施設	1		小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82020
21	四斗蒔沢	小木須四斗蒔	0					小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82021
22	四斗蒔三号沢	小木須四斗蒔	0					小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82022
23	横枕四号沢	横枕	6					横枕行政区長 (3分団長)	旧やまびこの湯	I 82023
24	三斗蒔上沢	横枕	6					横枕行政区長 (3分団長)	旧やまびこの湯	I 82024
25	小沢下沢	小木須上	6					小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82025
26	大海沢	小木須上	3	有	集会施設・その他の施設	3		小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82026

27	大海二号沢	小木須上	5	有	集会施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82027
28	山下沢	小木須上	7				小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82028
29	市場下沢	小木須中	4				小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82029
30	新屋敷三号沢	大木須下	3	有	集会施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82030
31	西の入沢	大木須中下	2				大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82031
32	東馬屋沢	大木須上	5				大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82032
33	滝見谷八号沢	大木須中上	12				大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82033
34	橋場下沢	大木須中上	3	有	集会施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82034
35	大金沢	大金	14	有	学校	1	大金行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81001
36	小倉三号沢	小倉	9	有	集会施設・防災施設	2	小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81002
37	小白井沢	小白井	5				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81003
38	小白井三号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81004
39	小白井四号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81005
40	西熊田五号沢	熊田西	10				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81006
41	宿沢	熊田西	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81007
42	中井上二号沢	熊田東	0				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81008
43	下井上沢	熊田東	3				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81009

(注) 人家5戸以上の溪流、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			溪流番号
			人家戸数	公共建物	種類	数量	行政機関責任者	連絡先(消防団長からの連絡先)	避難場所	
1	深作一号沢	大里	5				那須烏山市 総務課長	大里行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	Ⅱ 81001
2	深作二号沢	大里	5			大里行政区長 (8分団長)		輪之内公民館	Ⅱ 81002	
3	小倉一号沢	小倉	2			小倉宇井行政区長 (7分団長)		南那須中学校	Ⅱ 81003	
4	小倉二号沢	小倉	4			小倉宇井行政区長 (7分団長)		南那須中学校	Ⅱ 81004	
5	入江野沢	三箇中	8			三箇行政区長 (5分団長)		三箇地区公民館	Ⅱ 81005	
6	小白井二号沢	小白井	2		治山ダム	3基		鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	Ⅱ 81006
7	南大和久沢	南大和久	13			南大和久行政区長 (7分団長)		スポーツ健康館	Ⅱ 81007	
8	月次一号沢	月次	4			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81008	
9	月次二号沢	月次	4			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81009	
10	西熊田四号沢	熊田西	8			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81010	
11	西熊田三号沢	熊田西	4			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81011	

12	西熊田二号沢	下川井下	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81012
13	宿二号沢	下川井下	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81013
14	宿三号沢	下川井下	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81014
15	下黒尾沢	下川井下	1 2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81015
16	柏崎一号沢	志鳥下	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81016
17	柏崎二号沢	志鳥下	9				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81017
18	岩川沢	志鳥中	7				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81018
19	高平沢	志鳥上	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81020
20	板橋沢	志鳥中	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81021
21	道場前沢	志鳥中	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81022
22	田中二号沢	志鳥中	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81023
23	小山一号沢	志鳥下	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81024
24	小山二号沢	志鳥下	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	II 81025
25	中井上沢	熊田東	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81020
26	川南一号沢	向田南					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	II 82001
27	川南二号沢	向田南					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	II 82002
28	竹内東沢	向田南					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	II 82003
29	川西一号沢	神長川西					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82004
30	岩井沢	神長下					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82005
31	滝三号沢	滝					滝行政区長 (2分団長)	龍門ふるさと民芸館	II 82006
32	愛宕台一号沢	中央一丁目					元田町行政区長 (1分団長)	鳥山体育館	II 82007
33	愛宕台二号沢	中央一丁目					屋敷行政区長 (1分団長)	鳥山体育館	II 82008
34	愛宕台三号沢	中央一丁目					屋敷行政区長 (1分団長)	鳥山体育館	II 82009
35	五郎山沢	滝田					滝田行政区長 (4分団長)	鳥山高校	II 82010
36	猫入一号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82011
37	猫入二号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82012
38	猫入三号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013
39	菅ノ沢一号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82014
40	菅ノ沢二号沢						中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013
41	中ノ沢一号沢						中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013
42	中ノ沢二号沢						中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013

○急傾斜地崩壊危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共的建物		行政機関 責任者	警戒避難体制		箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量		連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	八ヶ平Ⅰ-A	八ヶ平	1				那須烏山市 総務課長	中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402- Ⅰ-001
2	興野Ⅰ-A	興野	18					興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402- Ⅰ-002
3	川口Ⅰ-A	大沢下	14					大沢行政区長 (3分団長)	大沢せせらぎの 里公園	402- Ⅰ-003
4	大沢Ⅰ-A	大沢中	1	有	集会施設	1		大沢行政区長 (3分団長)	大沢せせらぎの 里公園	402- Ⅰ-004
5	東入Ⅰ-A	大沢上	6					大沢行政区長 (3分団長)	大沢せせらぎの 里公園	402- Ⅰ-005
6	那須城Ⅰ-A	大木須上	0	有	その他の 施設	1		大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公 園	402- Ⅰ-006
7	滝田Ⅰ-A	滝田本郷	11					滝田行政区長 (4分団長)	烏山高校	402- Ⅰ-007
8	中央Ⅰ-A	泉町	5	有	社会福祉 施設	1		泉町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-008
9	中央2丁目 Ⅰ-A	鍛冶町	1	有	官公署・ 神社	4		鍛冶町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-009
10	中央東Ⅰ-A	日野町	25					日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-010
11	旭表Ⅰ-A	日野町	12	有	神社	1		日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-011
12	掘抜Ⅰ-A	日野町	15					日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-012
13	旭Ⅰ-A	日野町	18					日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-013
14	清水川Ⅰ-A	南	3					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-014
15	初音Ⅰ-A	南	5	有	社会福祉 施設	1		南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-015
16	掘抜Ⅰ-A	南	5					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-016
17	初音Ⅰ-B	南	8					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-017
18	愛宕台Ⅰ-A	元田町	4					元田町行政区長 (1分団長)	旧烏山女子高校	402- Ⅰ-018
19	道陸神Ⅰ-A	元田町	16					元田町行政区長 (1分団長)	旧烏山女子高校	402- Ⅰ-019
20	神長下Ⅰ-A	神長下	12					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402- Ⅰ-020
21	神長下Ⅰ-B	神長下	10					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402- Ⅰ-021
22	高峰Ⅰ-A	南	5					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-022
23	川南Ⅰ-A	向田南	13					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402- Ⅰ-023
24	一の沢Ⅰ-A	上境一の沢	5					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	402- Ⅰ-024
25	上平Ⅰ-A	上境上平	0	有	学校	1		上境行政区長 (3分団長)	境小学校	402- Ⅰ-025
26	松の木Ⅰ-A	上境上平	3					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	402- Ⅰ-026
27	卯の木Ⅰ-A	下境上	3	有	集会施設 ・神社	2		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402- Ⅰ-027

28	加熊Ⅰ-A	小木須上	5				小木須行政區長 (3分団長)	木須の郷交流館	402-I-028
29	行人塚峠Ⅰ-A	小木須上	0	有	学校	1	小木須行政區長 (3分団長)	木須の郷交流館	402-I-029
30	大海Ⅰ-A	小木須上	2	有	集会施設・寺院	3	小木須行政區長 (3分団長)	木須の郷交流館	402-I-030
31	沓掛Ⅰ-A	大木須中下	4				大木須行政區長 (3分団長)	オオムラサキ公園	402-I-031
32	市場Ⅰ-A	大木須下	3	有	神社	1	大木須行政區長 (3分団長)	オオムラサキ公園	402-I-032
33	国見Ⅰ-A	小原沢	0	有	宿泊施設	1	小原沢行政區長 (3分団長)	旧境保育所	402-I-033
34	川堀Ⅰ-A	小原沢	2	有	集会施設	1	小原沢行政區長 (3分団長)	旧境保育所	402-I-034
35	下ニⅡ-B	興野下ニ	3				興野行政區長 (4分団長)	興野集会所	402-I-035
36	愛宕台Ⅰ-A	屋敷	3				屋敷行政區長 (1分団長)	烏山高校	402-I-036
37	高野Ⅰ-A	下川井	2				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-001
38	葉木沢Ⅰ-A	下川井	4				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-002
39	堤崎Ⅰ-A	下川井	2				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-003
40	見次Ⅰ-A	下川井	0				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-004
41	下井上Ⅰ-A	熊田東	3	有	神社		熊田行政區長 (6分団長)	熊田東公民館	401-I-005
42	月次Ⅰ-A	月次	1				熊田行政區長 (6分団長)	熊田東公民館	401-I-006
43	清水畑Ⅰ-A	小白井	3				鴻野山行政區長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-007
44	清水畑Ⅰ-B	小白井	3				鴻野山行政區長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-008
45	本郷山下Ⅰ-A	小倉	0				小倉宇井行政區長 (7分団長)	南那須中学校	401-I-009
46	大金Ⅰ-A	大金	4				大金行政區長 (7分団長)	南那須中学校	401-I-010
47	森田宿Ⅰ-A	森田	1				南部行政區長 (8分団長)	輪之内公民館	401-I-011

(注) 人家5戸以上の箇所、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共的建物		行政機関 責任者	警戒避難体制		箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量		連絡先(消防団長からの 連絡先)	避難場所	
1	毛上Ⅰ-A	志島中	1				那須烏山 市総務課 長	志島行政區長 (6分団長)	志島地区公民館	401-II-001
2	小志島Ⅱ-A	志島下	1			志島行政區長 (6分団長)		志島地区公民館	401-II-002	
3	前原Ⅱ-A	志島下	1			志島行政區長 (6分団長)		志島地区公民館	401-II-003	
4	岩崎Ⅱ-B	熊田東	0			熊田行政區長 (6分団長)		熊田西公民館	401-II-005	
5	中井上Ⅱ-A	熊田東	1			熊田行政區長 (6分団長)		熊田西公民館	401-II-006	
6	中井上Ⅱ-B	熊田東	2			川井行政區長 (5分団長)		江川小学校	401-II-007	
7	月次Ⅱ-A	月次	2			熊田行政區長 (6分団長)		熊田西公民館	401-II-009	
8	下黒尾Ⅱ-A	上川井	0			川井行政區長 (5分団長)		江川小学校	401-II-010	

9	空下Ⅱ-A	下川井下	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401- Ⅱ-012
10	見次Ⅱ-A	下川井下	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401- Ⅱ-013
11	入江野Ⅱ-A	三箇下	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401- Ⅱ-014
12	観音前Ⅱ-A	小倉	3				小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-015
13	欠下Ⅱ-A	小倉	1				小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-013
14	欠下Ⅱ-B	小倉	1				小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-017
15	南大和久Ⅱ-A	南大和久	4				南大和久行政区長 (7分団長)	藤田公民館	401- Ⅱ-018
16	南大和久Ⅱ-B	南大和久	4				南大和久行政区長 (7分団長)	藤田公民館	401- Ⅱ-019
17	高瀬Ⅱ-A	高瀬	2				高瀬行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-020
18	高瀬Ⅱ-B	高瀬	1				高瀬行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-021
19	高瀬Ⅱ-D	高瀬	1				高瀬行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-023
20	中山Ⅱ-A	田野倉	2				田野倉行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-024
21	大里Ⅱ-A	大里	2				南部行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	401- Ⅱ-025
22	大里Ⅱ-B	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	401- Ⅱ-026
23	万行Ⅱ-A	大里	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	401- Ⅱ-027

○急傾斜地崩壊危険箇所一覽

1 人工

箇所名	大字	字	人家戸数	公共施設	摘要
愛宕台Ⅰ-A	中央Ⅰ丁目	愛宕台	6		

2 自然

箇所名	大字	字	人家戸数	公共施設	摘要
毛上Ⅰ-A	志鳥	毛上	2		
小志鳥Ⅱ-A	志鳥	小志鳥	2		
前原Ⅱ-A	志鳥	前原	2		
岩崎Ⅱ-A	熊田	岩崎	2		
岩崎Ⅱ-B	熊田	岩崎	4		
中井上Ⅱ-A	熊田	中井上	4		
中井上Ⅱ-B	熊田	中井上	2		
下井上Ⅱ-A	熊田	下井上	1		
月次Ⅱ-A	月次	月次	4		
下黒尾Ⅱ-A	上川井	下黒尾	2		
下黒尾Ⅱ-B	上川井	下黒尾	1		
空下Ⅱ-A	下川井	空下	1		
見次Ⅱ-A	下川井	見次	1		
入江野Ⅱ-A	三箇	入江野	3		
観音前Ⅱ-A	小倉	観音前	2		
欠下Ⅱ-A	小倉	欠下	1		
欠下Ⅱ-B	小倉	欠下	1		
南大和久Ⅱ-A	南大和久		2		
南大和久Ⅱ-B	南大和久		2		
高瀬Ⅱ-A	高瀬		4		
高瀬Ⅱ-B	高瀬		1		
万行Ⅱ-A	大里	万行	3		
高瀬Ⅱ-D	高瀬		1		
中山Ⅱ-A	田野倉	中山	3		
大里Ⅱ-A	大里		2		
大里Ⅱ-B	大里		1		
大桶Ⅱ-A	大桶		2		平成元年4月7日 307
金場Ⅱ-A	谷浅見	金場	4		
中ノ沢Ⅱ-A	中山	中ノ沢	1		
菅ノ沢Ⅱ-A	中山	菅ノ沢	1		
菅ノ沢Ⅱ-B	中山	菅ノ沢	1		
菅ノ沢Ⅱ-C	中山	菅ノ沢	2		
菅ノ沢Ⅱ-D	中山	菅ノ沢	2		

菅ノ沢Ⅱ-E	中山	菅ノ沢	2		
菅ノ沢Ⅱ-F	中山	菅ノ沢	1		
猫入Ⅱ-A	中山	猫入	1		
猫入Ⅱ-B	中山	猫入	2		
猫入Ⅱ-C	中山	猫入	1		
入滝田Ⅱ-A	滝田	入滝田	1		
入滝田Ⅱ-B	滝田	入滝田	1		
入滝田Ⅱ-C	滝田	入滝田	1		
五郎山Ⅱ-A	滝田	入滝田	2		
興野上Ⅱ-A	興野	興野上	3		
興野中Ⅱ-A	興野	興野中	1		
興野中Ⅱ-B	興野	興野中	2		
下二Ⅱ-A	興野	下二	3		
川南Ⅱ-B	向田	川南	2		
川口Ⅱ-A	大沢	川口	3		
川口Ⅱ-B	大沢	川口	1		
川口Ⅱ-C	大沢	川口	1		
大沢Ⅱ-A	大沢	大沢	1		
大沢Ⅱ-B	大沢	大沢	2		
大沢Ⅱ-C	大沢	大沢	1		
北向Ⅱ-A	大沢	北向	1		
北向Ⅱ-B	大沢	北向	1		
北向Ⅱ-C	大沢	北向	2		
北向Ⅱ-D	大沢	北向	3		
蛭畑Ⅱ-A	大沢	蛭畑	2		
蛭畑Ⅱ-B	大沢	蛭畑	1		
蛭畑Ⅱ-C	大沢	蛭畑	1		
蛭畑Ⅱ-D	大沢	蛭畑	2		
東入Ⅱ-A	大沢	東入	2		
道祖神Ⅱ-A	大木須	道祖神	1		
入有田Ⅱ-A	大木須	入有田	1		
入有田Ⅱ-B	大木須	入有田	1		
入有田Ⅱ-C	大木須	入有田	1		
入有田Ⅱ-D	大木須	入有田	4		
大木須上Ⅱ-A	大木須	大木須	2		
大木須Ⅱ-B	大木須	大木須上	3		
大木須上Ⅱ-B	大木須	大木須上	1		
長岡Ⅱ-A	大木須	長岡	1		
長岡Ⅱ-B	大木須	長岡	1		
滝見谷Ⅱ-A	大木須	滝見谷	1		
滝見谷Ⅱ-B	大木須	滝見谷	2		
滝見谷Ⅱ-C	大木須	滝見谷	1		
滝見谷Ⅱ-D	大木須	滝見谷	3		

滝見谷Ⅱ-E	大木須	滝見谷	1		
滝見谷Ⅱ-F	大木須	滝見谷	2		
沓掛Ⅱ-A	大木須	沓掛	1		
橋場Ⅱ-A	大木須	橋場	3		
橋場Ⅱ-B	大木須	橋場	2		
橋場Ⅱ-C	大木須	橋場	2		
新屋敷Ⅱ-A	大木須	新屋敷	1		
新屋敷Ⅱ-B	大木須	新屋敷	4		
新屋敷Ⅱ-C	大木須	新屋敷	2		
新屋敷Ⅱ-D	大木須	新屋敷	1		
中山Ⅱ-A	大木須	中山	1		
中山Ⅱ-B	大木須	中山	1		
中山Ⅱ-C	大木須	中山	1		
浅又Ⅱ-A	大木須	浅又	2		
三斗蒔Ⅱ-A	横枕	三斗蒔	2		
三斗蒔Ⅱ-B	横枕	三斗蒔	3		
横枕Ⅱ-A	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-B	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-C	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-D	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-E	横枕	横枕	1		
小沢Ⅱ-A	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-B	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-C	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-D	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-E	横枕	小沢	2		
高田Ⅱ-A	小木須	高田	3		
高田Ⅱ-B	小木須	高田	3		
高田Ⅱ-C	小木須	高田	2		
三通山Ⅱ-A	小木須	三通山	2		
三通山Ⅱ-B	小木須	三通山	1		
三通山Ⅱ-C	小木須	三通山	1		
大海Ⅱ-A	小木須	大海	4		
山下Ⅱ-A	小木須	山下	3		
山下Ⅱ-B	小木須	山下	1		
山下Ⅱ-C	小木須	山下	1		
高平Ⅱ-A	小木須	高平	3		
高平Ⅱ-B	小木須	高平	1		
川又Ⅱ-A	小木須	川又	1		
川又Ⅱ-B	小木須	川又	1		
川戸Ⅱ-A	小木須	川戸	2		
川戸Ⅱ-B	小木須	川戸	4		
松原Ⅱ-A	小木須	松原	1		

松原Ⅱ－B	小木須	松原	1		
四斗蒔Ⅱ－A	小木須	四斗蒔	1		
一の沢Ⅱ－A	上境	一の沢	1		
山際Ⅱ－A	上境	山際	3		
山際Ⅱ－B	上境	山際	2		
尼寺Ⅱ－A	下境	尼寺	1		
尼寺Ⅱ－B	下境	尼寺	3		
石原Ⅱ－A	下境	石原	4		
石原Ⅱ－B	下境	石原	2		
川辺Ⅱ－A	下境	川辺	1		
駒妙Ⅱ－A	小原沢	駒妙	3		
駒妙Ⅱ－B	小原沢	駒妙	1		
川堀Ⅱ－A	小原沢	川堀	1		
川堀Ⅱ－B	小原沢	川堀	1		
国見Ⅱ－A	小木須	国見	3		
小原沢Ⅱ－A	小原沢	小原沢	3		
小原沢Ⅱ－B	小原沢	小原沢	1		
小原沢Ⅱ－C	小原沢	小原沢	1		
鳴井川Ⅱ－A	神長	鳴井川	2		
神長Ⅱ－A	神長	神長	2		
愛宕台Ⅱ－A	中央1丁目	愛宕台	2		
矢の目Ⅱ－A	向田	矢の目	1		
矢の目Ⅱ－B	向田	矢の目	2		
川南Ⅱ－A	向田	川南	2		

(注) 摘要欄については、栃木県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日及び告示番号を記している。

○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧

指定箇所数	面積(ha)	山 林		道路等(m)	そ の 他	
		国有林(ha)	公民有林(ha)		国有地(ha)	公民有地(ha)
8	8.99	0.08	2.39	0.68	1.17	4.67

○山地災害危険地区一覧

ア 山腹崩壊危険地区一覧

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設
大久保	神長	八龍神		県道	水穴	大木須		7	市道
天神	神長	天神	20	市道	横枕	横枕		14	県道
愛宕(2)	南	西裏	10	県庁舎・県道	森ノ入	横枕	森ノ入		県道
愛宕(1)	南	西裏	11	高校・市道	境中学校裏	上境	山際	15	中学校
泉溪寺裏	南	西裏	20	高校・市道	卯の木	下境		25	県道
堀抜(1)	旭		30	市道	境小学校裏	下境	ヌジヤマ	15	小学校・県道
堀抜(2)	旭		20	無	外城	下境	外城	15	無
堀抜(3)	旭		10	県道	長坂	下境	長坂	20	県道
堀抜(4)	初音		20	県道	加熊(1)	小木須	加熊		市道
天性寺裏(2)	南	西裏	16	小・中学校・県道	加熊(2)	小木須	加熊	20	県道
天性寺裏(1)	南	高峰	15	小・中学校・市道	湯殿山	小木須	加熊	12	県道
南	南	高峰		中学校	大海(1)	小木須	カトガサワ		市道
滝(1)	滝	六月坂	10	鉄道・県道	大海(2)	小木須	大海	12	市道
滝(2)	野上	滝原	10	鉄道・県道	寺の下	小木須	寺の下	10	県道
高峰	南	高峰	20	市道	滝見谷(1)	大木須	滝見谷	30	県道
矢ノ目	向田	矢ノ目	10	市道	滝見谷(2)	大木須	中島向	8	市道
北原	落合	北原	20	市道	鞍骨	下境	鞍骨		市道
熊谷	向田	熊谷	10	市道	駒妙	小原沢	入ノ上	8	県道
谷向	向田	塙前	17	市道	川堀	小原沢	中の上	12	県道
塙前(2)	向田	塙前	5	市道	神長	神長	タバダイラ	8	県道
塙前(1)	向田	塙前	5	市道	神長(4)	神長	オオクボ	5	県道
田島久保	中山	田島久保	10	市道	屋敷	城山	城山	5	市道
星の宮(1)	中山	星の宮	6	市道	中ノ沢(1)	中山	中の沢	4	市道
星の宮(2)	中山	星の宮	5	市道	中ノ沢(2)	中山	ヨシヅエ	30	市道
上谷浅見(1)	谷浅見	下原	15	無	菅ノ沢	中山	菅ノ沢	8	市道
富士山	中山	富士山	5	中学校	落合	落合	オオタワマエ	9	市道
五郎山(1)	滝田	五郎山	10	病院・国道	向田	向田	ナカマルマエ	8	無
五郎山(2)	滝田	五郎山	20	国道	野上(2)	南	高峰	3	老人ホーム・市道
兔沢	滝田	兔沢	10	市道	向田(2)	野上	コイジ	6	市道
上興野	興野	畑中	14	県道	野上(1)	野上	タキハラ	5	鉄道・市道
比丘尾山	神長	峰岸	22	県道	野上(3)	野上	虻塚	7	市道
庚申山	中央	庚申山	10	県道	愛宕台	愛宕台	ドウロクシン	3	県道
釜ケ入	中央	築紫山	13	県道	小木須	小木須	オマエダ	5	県道

築紫山	中央	築紫山	30	国道	日渡	小木須	日渡	3	市道
城山	城山	城山	30	国道	小木須(2)	小木須	アサヒムカイ	3	県道
街道東	興野	水無沢	10	無	小原沢	小木須	仁進沢		市道
宮沢(1)	大沢	井戸沢	10	県道	三越橋	横枕	ナカゾマ	9	県道
宮沢(2)	大沢	宮沢		県道	水口	小木須	水口	3	県道
奈良原向	大沢	奈良原向	6	県道	上谷浅見(2)	谷浅見	下原	5	無
四貫渕	大沢	四貫渕	5	県道	築紫山(2)	中央	築紫山	6	市道
リュウガイ下	大沢	リュウガイ	7	県道	ウシロ沢	滝田	ウシロ沢	8	無
屋敷後	大沢	屋敷後	10	県道	虻塚(1)	野上	虻塚	20	無
平軍里	大沢	平軍里	6	県道	虻塚(2)	野上	虻塚	7	市道
落石	上境	落石		県道	清水	興野	清水	15	無
西和久	上境	ガジウチ	20	県道	北向	大沢	萩ノ草	6	市道
八ヶ沢	上境	八ヶ沢		県道	七合	興野	表山	6	県道
タン所	上境	タン所	10	県道	一の沢(1)	上境	宮内	12	診療所・県道
上平那須	上境	北久保	11	無	一の沢(2)	上境	一の沢	10	診療所・県道
井戸沢	大沢		5	県道	卯の木(2)	下境		5	無
木須沢	大沢	木須沢	2	県道	解石	下境	ヤクシタケ	10	市道
人有田	大木須	ショウノ入	5	市道	和久入	小木須	和久	7	市道
道祖神(1)	大木須	ナベタ	10	市道	新屋敷入	大木須	新屋敷	10	県道
道祖神(2)	大木須	道祖神		市道	朝又	小木須	河又	13	県道
飛貫	大木須	飛貫	2	市道	横枕	横枕		5	県道
高野裏	下川井	新屋敷	30	県道	矢の目	森田	矢の目	10	市道
柏崎	志鳥	竹の内	7	市道	芳朝寺	森田	芳朝寺	1	無
堀の内	三箇	堀の内	20	市道	曲田	曲田	関下		市道
守山(1)	三箇	守山		市道	ドウヤマ	下川井	ドウヤマ	4	市道
守山(2)	三箇	守山		市道	コウヤウラ	下川井	コウヤウラ	27	県道
上境(鹿島神社)	藤田	東裏	30	郵便局・県道	高林寺	志鳥	アケウエ	6	市道
坂下	熊田	坂下	15	市道	ハヌキザワ	志鳥	ハヌキザワ	22	無
向山	大和久		12	無	コウヤウラ(2)	下川井	コウヤウラ	12	県道
清水畑(1)	小白井	清水畑	20	市道	タケノウチクボ	志鳥	タケノウチクボ	16	市道
清水畑(2)	小白井	清水畑	6	無	西長田	藤田	西長田		学校
小白井	小白井	トヤ	7	市道	西光寺 (ミヤシタ)	熊田	ミヤシタ	4	市道
下山(1)	小白井	下山		市道	イリヤマ	熊田	イリヤマ	12	市道
下山(2)	小白井	下山		市道	キョウヅカ	月次	キョウヅカ	3	県道
入江野(1)	小白井	下山		市道	ウマサカ	熊田	ウマサカ	10	市道
入江野(2)	小白井	下山		市道	ダイモン	月次	ダイモン	4	市道
種小屋	三箇	種小屋	15	無	高瀬	高瀬	テンゾンヤマ	8	県道
川西山(1)	藤田	川西山		市道	下山	小白井	下山		市道

川西山(2)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	34	市道
川西山(3)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	6	市道
後欠	小倉	関下		市道	オナベ	大里	オナベ	7	鉄道
前欠	小倉	前欠	2	市道	フカザクカミ	大里	フカザクカミ	5	鉄道・市道
屋敷続	小倉	屋敷続	20	市道	万行	大里	万行	12	市道
駒合地	大金	駒合地	10	小学校・鉄道	クヌギド	曲田	クヌギド	21	市道
大俵(1)	高瀬	大俵	7	駅	チュウコウ	大里	チュウコウ		市道
大俵(2)	大金		15	県道	チュウグウ	森田	チュウグウ		市道
青木ケ原(1)	大里	青木ケ原	15	市道	中井上	熊田	大久保	8	県道
青木ケ原(2)	大里	青木ケ原	5	無	鳴井山	月次	中丸	7	市道
サヤド	大里	サヤド	6	市道	堤崎	下川井	高野裏	12	県道
小塙	小塙			駅 鉄道	安楽寺	田野倉	カモゲ	12	県道
根小屋	森田	根小屋	2	無	六本木	曲田	六本木	1	県道
愛宕山	森田	愛宕山	10	市道					

イ 崩壊土砂流出危険地区

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設
久道	向田	久道	5	無	井戸入	横枕	井戸入	10	市道
塙前(3)	向田	塙前	10	市道	深作入	下境	深作入	10	中学校・県道
霧ヶ沢	城山	ハット山	6	国道	僧ヶ入	下境	山根上	12	小学校・県道
水無沢	興野	水無	10	県道	和久入	小木須	和久	15	県道
手洗場	興野	ハバ	12	県道	所沢	小木須	所沢	20	小学校・県道
幕焼沢	大沢	幕焼沢	3	県道	鍛冶屋沢	大木須	鍛冶屋沢	6	無
大葎	大沢	大葎	10	県道	東ヶ入	大木須	セキザワ	15	県道
住崎沢	大沢	住崎入	6	県道	目目沢	大木須	目目沢	12	県道
井戸入	大沢	井戸沢	5	県道	河戸口	小木須	河戸		市道
大林	大沢	大林	2	市道	内久保(2)	大沢	ウシロクボ	6	県道
内久保	大沢	内久保	10	県道	城山西	城山	庁舎峰	7	市道
金倉沢	大沢	金倉沢	10	県道	桜ノ沢	大沢	桜ノ沢	8	県道
菅ノ沢	大沢	菅ノ沢	10	県道	金倉沢(2)	大沢	金倉沢	5	県道
外輪沢	大沢	外輪沢	7	県道	辰見沢	上境	辰見沢	2	市道
江戸沢	大沢	江戸沢	7	県道	大名沢	上境	大名沢	10	県道
西ヶ沢	大沢	西ヶ沢	10	県道	男子ヶ沢	上境	男子ヶ沢	10	県道
前沢	大沢	前沢		県道	与路ヶ沢	上境	与路ヶ沢	6	県道
宮原	上境	宮原	10	県道	解石沢	下境	長坂	30	県道
大名沢	上境	宮内	15	県道	菖蒲沢	大木須	柿の木平	7	無
八ヶ沢(1)	上境	八ヶ沢	3	県道	常の入	大木須	常の入	12	県道
八ヶ沢(2)	上境	八ヶ沢	3	県道	小原沢	小原沢	長峰	5	県道

橋ヶ沢	大沢	橋ヶ沢	6	県道	相由沢	大沢		15	公民館・県道
井戸沢	大沢	井戸沢	3	県道	長手	下境		4	市道
軍沢	大沢	軍沢	3	県道	宮の内沢	大木須		15	県道
堀の内	三箇	堀の内	10	市道	根小屋	森田	ヨウガイ	3	無
大峰	小白井	大峰	2	市道	小倉沢	小河原	ウシオクボ	10	鉄道・市道
清水畑	小白井	清水畑	17	市道	堂の前	高瀬		11	鉄道・市道
藤田	藤田	川西山	1	市道					

ウ 地すべり危険地区一覧

地区名	大字	人家 戸数	公共施設
解石	解石	20	市道
駒妙	下境	17	県道
小原沢	小原沢	8	県道

○土石流危険溪流一覽

1 人家5戸以上等の箇所

水系名	幹川名	溪流名	大字・字	人家戸数	公共施設
那珂川	江川	下井上沢	下井上	5	
那珂川	江川	宿沢	宿	5	
那珂川	長者川	小倉三号沢	小倉	4	有
那珂川	荒川	小白井沢	小白井	6	
那珂川	荒川	小白井三号沢	小白井	5	有
那珂川	荒川	小白井四号沢	小白井	0	有
那珂川	江川	西熊田五号沢	西熊田	5	
那珂川	荒川	大金沢	大金	3	有
那珂川	江川	中井上二号沢	中井上	7	
那珂川	空沢川	一の沢四号沢	一の沢	5	
那珂川	空沢川	一の沢五号沢	一の沢	5	
那珂川	那珂川	卯の木沢	卯の木	5	
那珂川	那珂川	卯の木沢	卯の木	5	
那珂川	小木須川	横枕四号沢	横枕	1	有
那珂川	木須川	橋場下沢	橋場	1	
那珂川	那珂川	興野沢	興野	7	
那珂川	那珂川	水無沢	興野上	6	
那珂川	那珂川	興野中二号沢	興野中	6	
那珂川	木須川	西の入沢	沓掛	7	
那珂川	小木須川	三斗蒔上沢	三斗蒔	7	
那珂川	小木須川	山下沢	山下	9	
那珂川	空沢川	山際沢	山際	8	
那珂川	木須川	四斗蒔沢	四斗蒔	6	
那珂川	木須川	四斗蒔三号沢	四斗蒔	7	
那珂川	木須川	市場下沢	市場	6	
那珂川	小木須川	小沢下沢	小沢	5	
那珂川	空沢川	中堀沢	松の木	8	
那珂川	那珂川	城東沢	城東	8	
那珂川	木須川	新屋敷三号沢	新屋敷	5	
那珂川	木須川	東馬屋沢	人有田	5	
那珂川	解ノ石川	石原二号沢	石原	4	有
那珂川	解ノ石川	石原三号沢	石原	8	
那珂川	木須川	川戸三号沢	川戸	5	
那珂川	大沢川	井戸沢	川口	5	
那珂川	大沢川	川口二号沢	川口	11	有
那珂川	江川	川西二号沢	川西	5	
那珂川	小木須川	大海沢	大海	5	

那珂川	小木須川	大海二号沢	大海	3	有
那珂川	大沢川	大沢下三号沢	大沢中	4	有
那珂川	江川	滝上沢	滝	5	
那珂川	江川	滝下沢	滝	6	
那珂川	木須川	滝見谷八号沢	滝見谷	5	
那珂川	那珂川	尼寺沢	尼寺	11	

2 人家1～4戸の箇所

水系名	幹川名	溪流名	大字・字	人家戸数	公共施設
那珂川	江川	下黒尾沢	下黒尾	4	
那珂川	江川	月次一号沢	月次	4	
那珂川	江川	月次二号沢	月次	1	
那珂川	岩川	高平沢	高平	1	
那珂川	江川	宿二号沢	宿	1	
那珂川	江川	宿三号沢	宿	2	
那珂川	岩川	小山一号沢	小山	1	
那珂川	岩川	小山二号沢	小山	2	
那珂川	長者川	小倉一号沢	小倉	1	
那珂川	長者川	小倉二号沢	小倉	3	
那珂川	荒川	小白井二号沢	小白井	2	
那珂川	荒川	深作一号沢	深作	3	
那珂川	荒川	深作二号沢	深作	2	
那珂川	江川	西熊田四号沢	西熊田	1	
那珂川	江川	西熊田三号沢	西熊田	2	
那珂川	江川	西熊田二号沢	西熊田	2	
那珂川	江川	中井上沢	中井上	3	
那珂川	岩川	岩川沢	田中	4	
那珂川	岩川	田中二号沢	田中	1	
那珂川	岩川	道場前沢	道場前	3	
那珂川	荒川	南大和久沢	南大和久	4	
那珂川	荒川	入江野沢	入江野	4	
那珂川	岩川	柏崎一号沢	柏崎	4	
那珂川	岩川	柏崎二号沢	柏崎	3	
那珂川	岩川	板橋沢	板橋	2	
那珂川	那珂川	愛宕台一号沢	愛宕台	2	
那珂川	那珂川	愛宕台二号沢	愛宕台	3	
那珂川	那珂川	愛宕台三号沢	愛宕台	4	
那珂川	空沢川	一の沢二号沢	一の沢	3	
那珂川	小木須川	横枕三号沢	横枕	3	
那珂川	小木須川	横枕上沢	横枕	1	
那珂川	小木須川	小沢	横枕	4	
那珂川	小木須川	加熊沢	加熊	4	
那珂川	小木須川	加熊二号沢	加熊	3	

那珂川	木須川	沓掛三号沢	橋場	4	
那珂川	木須川	橋場上沢	橋場	4	
那珂川	那珂川	興野中沢	興野中	4	
那珂川	那珂川	駒妙沢	駒妙	2	
那珂川	木須川	沓掛二号沢	沓掛	1	
那珂川	那珂川	五郎山沢	五郎山	2	
那珂川	小木須川	高田二号沢	高田	1	
那珂川	大沢川	三ヶ平四号沢	三ヶ平	2	
那珂川	大沢川	三ヶ平三号沢	三ヶ平	2	
那珂川	大沢川	三ヶ平一号沢	三ヶ平	2	
那珂川	大沢川	三ヶ平五号沢	三ヶ平	1	
那珂川	大沢川	三ヶ平二号沢	三ヶ平	2	
那珂川	小木須川	三斗蒔下沢	三斗蒔	3	
那珂川	小木須川	三斗蒔三号沢	三斗蒔	2	
那珂川	小木須川	山上下沢	山下	2	
那珂川	小木須川	山下上沢	山下	1	
那珂川	小木須川	山下四号沢	山下	1	
那珂川	木須川	四斗蒔二号沢	四斗蒔	1	
那珂川	木須川	市場上沢	市場	4	
那珂川	木須川	市場三号沢	市場	1	
那珂川	小木須川	小沢上沢	小沢	2	
那珂川	木須川	松原沢	松原	2	
那珂川	木須川	松原沢	松原	1	
那珂川	木須川	新屋敷一号沢	新屋敷	1	
那珂川	木須川	新屋敷二号沢	新屋敷	1	
那珂川	木須川	新屋敷五号沢	新屋敷	1	
那珂川	江川	岩井沢	神長下	2	
那珂川	木須川	人有田一号沢	人有田	3	
那珂川	木須川	人有田二号沢	人有田	2	
那珂川	中山川	菅ノ沢一号沢	菅ノ沢	1	
那珂川	中山川	菅ノ沢二号沢	菅ノ沢	2	
那珂川	解ノ石川	石原一号沢	石原	3	
那珂川	解ノ石川	石原四号沢	石原	3	
那珂川	木須川	川戸四号沢	川戸	4	
那珂川	木須川	川戸六号沢	川戸	1	
那珂川	木須川	川戸一号沢	川戸	1	
那珂川	木須川	川戸二号沢	川戸	2	
那珂川	木須川	川戸五号沢	川戸	2	
那珂川	大沢川	川口一号沢	川口	1	
那珂川	大沢川	川口三号沢	川口	1	
那珂川	江川	川西一号沢	川西	4	
那珂川	荒川	川南一号沢	川南	2	
那珂川	荒川	川南二号沢	川南	1	

那珂川	那珂川	川辺沢	川辺	1	
那珂川	木須川	浅又下沢	浅又	3	
那珂川	大沢川	大沢上一号沢	大沢上	4	
那珂川	大沢川	大沢上沢	大沢上	2	
那珂川	大沢川	大沢下二号沢	大沢中	2	
那珂川	大沢川	大沢下一号沢	大沢中	1	
那珂川	大沢川	大沢中二号沢	大沢中	2	
那珂川	大沢川	大沢中三号沢	大沢中	1	
那珂川	江川	滝三号沢	滝	2	
那珂川	木須川	滝見谷四号沢	滝見谷	1	
那珂川	木須川	滝見谷三号沢	滝見谷	2	
那珂川	木須川	滝見谷五号沢	滝見谷	4	
那珂川	木須川	滝見谷一号沢	滝見谷	3	
那珂川	木須川	滝見谷六号沢	滝見谷	1	
那珂川	木須川	滝見谷七号沢	滝見谷	1	
那珂川	荒川	竹内東沢	竹内東	1	
那珂川	中山川	中ノ沢一号沢	中ノ沢	1	
那珂川	中山川	中ノ沢二号沢	中ノ沢	1	
那珂川	木須川	中山四号沢	中山	2	
那珂川	木須川	中山二号沢	中山	1	
那珂川	木須川	中山三号沢	中山	2	
那珂川	那珂川	長手二号沢	長手	1	
那珂川	那珂川	長手沢	長手	2	
那珂川	木須川	道祖神沢	道祖神	1	
那珂川	木須川	道祖神沢	道祖神	1	
那珂川	中山川	猫入一号沢	猫入	2	
那珂川	中山川	猫入二号沢	猫入	1	
那珂川	中山川	猫入三号沢	猫入	1	
那珂川	大沢川	蛭畑七号沢	蛭畑	4	
那珂川	大沢川	蛭畑八号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑九号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑一号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑二号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑三号沢	蛭畑	1	
那珂川	大沢川	蛭畑五号沢	蛭畑	4	
那珂川	大沢川	蛭畑六号沢	蛭畑	4	
那珂川	大沢川	蛭畑十一号沢	蛭畑	1	

○地すべり危険箇所一覧

箇所名	大字・字	人家	耕地	公共施設	備考
尼寺	下境	19	有	有	昭和59.3.31 842号
小沢	小木須		有		
沓掛	大木須	1	有		
橋場	大木須	2	有		
松倉山	大木須		有		
駒妙	小原沢	3	有	有	
国見	小木須	14	有	有	昭和58.12.17 1990号
浅又	小木須	1	有		
松原	小木須	1	有		
小原沢西	小原沢	10	有	有	
小原沢東	小原沢	3	有	有	
川戸西	小木須	5	有	有	
川戸南	小木須		有		
川戸東	小木須	6	有	有	
山下	小木須	4	有		
小木須	横枕				

(注) 備考欄については、国土交通省(旧建設省)大臣による地すべり防止区域の指定年月日及び告示番号を記している。

〔輸 送〕

○離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場〔3箇所〕

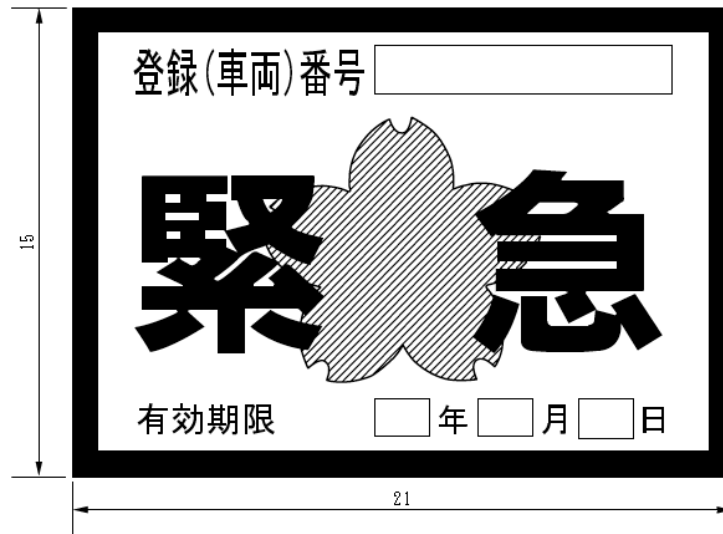
名称	所在地	連絡先	面積	備考
那須烏山消防署	神長880-1	(0287)82-2009	m ²	
那須烏山野球場	野上1750	(0287)83-1117	35,000m ²	障害物なし
大桶運動公園	大桶1926	(0287)83-1117	144,000m ²	

2 緊急離着陸場〔3箇所〕

名称	所在地	連絡先	面積	備考
清水川公園	旭1-1706	(0287)83-1117	m ²	那須烏山警察署北側
南那須運動場	岩子141	(0287)83-1117	20,400m ²	駐車場
緑地運動公園	藤田1181-85	(0287)83-1117	85,018m ²	

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		知 事 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	電話（ ） 局 番
	氏 名	
通 行 目 的		
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

〔応援協定等〕

○災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援

に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

宇都宮市長	足利市長
栃木市長	佐野市長
鹿沼市長	日光市長
今市市長	小山市長
真岡市長	大田原市長
矢板市長	黒磯市長
上三川町長	芳賀町長
壬生町長	石橋町長
国分寺町長	野木町長
大平町長	藤岡町長
岩舟町長	都賀町長
栗山村長	南河内町長
上河内町長	河内町長
西方町長	栗野町長
足尾町長	二宮町長
益子町長	茂木町長
市貝町長	藤原町長
塩谷町長	氏家町長
高根沢町長	喜連川町長
南那須町長	烏山町長
馬頭町長	小川町長
湯津上村長	黒羽町長
那須町長	西那須野町長
塩原町長	田沼町長
葛生町長	栃木県知事

○災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払い方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町村長に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

- (1) 応援体制に関する事項
- (2) 備蓄体制に関する事項
- (3) 防災訓練に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表1 略

別表2

市 町 村 の 区 分

ブ ロ ッ ク 名	構 成 市 町 村
北 那 須 ブ ロ ッ ク	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日 光 ブ ロ ッ ク	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町

南 那 須 ブ ロ ッ ク	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩 谷 ブ ロ ッ ク	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県 央 ブ ロ ッ ク	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、栗野町
芳 賀 ブ ロ ッ ク	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県 南 ブ ロ ッ ク	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安 足 ブ ロ ッ ク	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

別表 3

応 援 ブ ロ ッ ク

被災ブロック名	応 援 ブ ロ ッ ク 名
北 那 須 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日 光 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南 那 須 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩 谷 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県 央 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳 賀 ブ ロ ッ ク	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県 南 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安 足 ブ ロ ッ ク	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

注) 市町村名は協定締結時のものである。

○災害時における相互応援に関する協定書

1 趣旨

この協定は、埼玉県和光市（以下「甲」という。）又は栃木県那須烏山市（以下「乙」という。）において災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき甲又は乙が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

2 応援の内容

応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被害者の救出・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に要請する事項

3 応援要請の窓口

甲及び乙はあらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

4 応援要請の手続

応援を受けようとする甲又は乙は次の事項を明らかにして、別記災害応援要請書を提出するものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) その他応援を必要とする事項等

5 経費の負担

- (1) 応援に要した費用は原則として、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

ただし、応援職員の派遣に要した費用については、別途協議するものとする。

- (2) 応援を受けた甲又は乙が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた甲又は乙から要請があった場合には、応援した甲又は乙は当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

6 災害補償等

応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員が被災市への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり及び死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害

を補償する。

7 情報の交換

甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

8 指揮権

応援活動に従事する応援職員は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

9 協議

この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

10 施行

この協定は、平成17年12月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、甲、乙署名、押印の上、各々一通を保有する。

平成17年12月19日

甲 埼玉県和光市

乙 栃木県那須烏山市

別記

平成 年 月 日

様

市 名 市 長 名

災 害 応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援要請をします。

記

- 1 被害の状況
- 2 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- 3 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- 4 一時避難を希望する者の人数及び期間
- 5 応援の場所及び応援場所への経路
- 6 その他応援を必要とする事項

○那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 那須烏山市並びに豊島区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 那須烏山市並びに豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 次条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣（以下「応援職員」という。）
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

- (1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又

は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第8条 那須烏山市並びに豊島区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第9条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年11月16日

栃木県那須烏山市
那須烏山市長

東京都豊島区
豊島区長

○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。
- 2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
- (3) 第2条第2項に規定する応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。
- 3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合にお

る当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

(順不同)

栃木県	那須塩原市	茨城県	結城市	千葉県	四街道市	山梨県	南アルプス市
栃木県	大田原市	茨城県	常総市	千葉県	浦安市	山梨県	中央市
栃木県	那須町	茨城県	守谷市	千葉県	鴨川市	山梨県	昭和町
栃木県	那須烏山市	茨城県	つくばみらい市	千葉県	流山市	山梨県	市川三郷町
栃木県	那珂川町	茨城県	坂東市	千葉県	東金市	山梨県	甲斐市
栃木県	佐野市	茨城県	常陸太田市	千葉県	九十九里町	山梨県	富士川町
栃木県	栃木市	茨城県	城里町	千葉県	大網白里市	群馬県	館林市
栃木県	岩舟町	茨城県	常陸大宮市	千葉県	山武市	群馬県	板倉町
茨城県	北茨城市	茨城県	那珂市	千葉県	横芝光町	群馬県	明和町
茨城県	鹿嶋市	茨城県	神栖市	千葉県	芝山町	群馬県	千代田町
茨城県	潮来市	茨城県	高萩市	千葉県	我孫子市	群馬県	大泉町
茨城県	牛久市	茨城県	茨城町	千葉県	柏市	群馬県	藤岡市
茨城県	かすみがうら市	茨城県	水戸市	千葉県	白井市	群馬県	高崎市
茨城県	土浦市	茨城県	笠間市	千葉県	鎌ヶ谷市	群馬県	みなかみ町
茨城県	石岡市	茨城県	小見玉市	東京都	昭島市		
茨城県	筑西市	茨城県	東海村	山梨県	上野原市		
茨城県	桜川市	千葉県	野田市	山梨県	笛吹市		

○災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）

災害応急対策活動の相互応援に関し、全国報徳研究市町村協議会に加盟する北海道中川郡豊頃町、福島県相馬市、福島県南相馬市、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県相馬郡飯舘村、茨城県筑西市、茨城県桜川市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡茂木町、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、静岡県掛川市、静岡県御殿場市、三重県多気郡大台町（以下「協定自治体」という。）との間に次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体の区域内において災害が発生した場合において、報徳思想に学ぶ協定自治体が相互に応援し災害時における応急措置等を円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び同法第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援要請をした自治体（以下「要請自治体」という。）の負担とする。

2 要請自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、要請自治体から要請があった場合は、応援要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援自治体と要請自治体の間で協議をすることができるものとする。

（応援の自主出動）

第6条 災害が発生し、連絡が取れない場合で、応援を行おうとする自治体が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする自治体の負担とする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援自治体が負担するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請自治体への往復途上に生じたものを除き、要請自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(応援のために派遣された人員の指揮)

第8条 応援のために派遣された人員は、要請自治体の長の指揮下に活動するものとする。

(連絡担当部局)

第9条 協定自治体は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定め、相互に明らかにしておくものとする。

(統括自治体)

第10条 協定の運用に係る事務は、その事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）において処理する。

2 統括自治体は、当該年度の全国報徳サミットを開催する自治体がこれに当たるものとする。

(統括自治体の所掌事務)

第11条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 第9条に定める連絡担当部局の名簿調製

(2) 第14条の定めにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務に関する事務

(3) 協定自治体間の情報伝達

(統括自治体の代行)

第12条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、前年度の全国報徳サミットを開催した自治体はその事務を代行するものとする。

(加入及び脱退)

第13条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、統括自治体に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

(その他)

第14条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度、協定自治体で協議のうえ決定するものとする。

(効力発生の日)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずる。

この協定締結の証として、本協定書17通を作成し、協定自治体記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月28日

北海道	豊頃町長
福島県	相馬市長
福島県	南相馬市長
福島県	大熊町長
福島県	浪江町長
福島県	飯舘村長
茨城県	筑西市長
茨城県	桜川市長
栃木県	日光市長
栃木県	真岡市長
栃木県	那須烏山市長
栃木県	茂木町長
神奈川県	小田原市長
神奈川県	秦野市長
静岡県	掛川市長
静岡県	御殿場市長
三重県	大台町長

○特殊災害消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

宇 都 宮 市 長

足 利 市 長

栃木地区広域行政事務組合
管 理 者

佐野地区広域消防組合
組 合 長

鹿沼地区広域行政事務組合
管 理 者

日光地区広域消防組合
組 合 長

今 市 市 長

小 山 市 長

芳賀地区広域行政事務組合
組 合 長

大田原地区広域消防組合
組 合 長

塩谷広域行政組合管理者

黒磯那須消防組合長

石橋地区消防組合管理者

藤 原 町 長

南那須地区広域行政事務
管 理 者

注) 市町名等は協定締結時のものである。

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

那須烏山市（以下「甲」という。）と 《法人名・施設名等》 （以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、要配慮者等への避難援護について、乙の運営する福祉施設内において、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定による避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された要配慮者等とする。

（受入要請等）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

3 甲は、対象者について、次に掲げる事項を記載した書面を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。

(1) 対象者の受入に必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供

(2) 対象者の受入を可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要配慮者等への相談に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（経費の負担）

第5条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議上、決定するものとする。

（要配慮者等の移送）

第6条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、

避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

- 2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
(物資調達及び介助者の確保)

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。
(運営期間)

第8条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月末日までとする。ただし、期間満了の2月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 8月 日

栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号

甲

那須烏山市長

栃木県那須烏山市

乙 《法人名》

《施設名》

《代表者肩書き・氏名》

○災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書

烏山町（以下「甲」という。）及び烏山郵便局（以下「乙」という。）は、烏山町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、烏山町及び烏山町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、烏山町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、烏山町内各地区の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、当地区を管轄する特定郵便局が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の災害対策業務に支障のない範囲での提供
- (4) 郵便局又は烏山町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 乙は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき金額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 烏山町内の郵便局は、烏山町若しくは、各地区の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては烏山町総務課長、乙においては烏山郵便局長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

附 則

この覚書は、平成10年1月19日から施行する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年1月19日

甲 那須郡烏山町中央1—1—1
烏山町長

乙 那須郡烏山町金井2—19—1
烏山郵便局長

注) 町名は覚書締結時のものである。

○災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書

南那須町長（以下「甲」という。）及び南那須郵便局長（以下「乙」という。）は、南那須町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、南那須町及び南那須町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、南那須町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、南那須町内各地域の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、南那須町各自治会長及び南那須郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 南那須町又は郵便局が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 乙は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 南那須町の災害対策本部のメンバーに南那須郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（災害訓練への参加）

第7条 南那須町内の郵便局は、各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては南那須町総務課長、乙においては南那須郵便局長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月1日

南 那 須 町
南 那 須 町 長

南那須郵便局
南那須郵便局長

注) 町名は覚書締結時のものである。

○災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、烏山町、南那須町、小川町及び馬頭町（以下それぞれ「甲」という。）と赤帽栃木県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請及び要請手続き)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請した理由
- (2) 要請した車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協定により協力できる物資輸送従事者組合員名簿を毎年、甲に通知するものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第12条 この協定は、平成10年3月18日から実施する。

本協定締結の証として本書を5通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年3月18日

甲 烏山町中央1丁目1番1号
烏山町
烏山町長

南那須町大字大金240番地
南那須町
南那須町長

小川町大字小川2814番地1
小川町
小川町長

馬頭町大字馬頭409番地
馬頭町
馬頭町長

乙 宇都宮市下栗1丁目4番3号
赤帽 栃木県軽自動車運送協同組
理事長

注) 町名は協定締結時のものである。

○那須烏山市と烏山信用金庫の地方創生に関する包括連携協定書

那須烏山市（以下「甲」という。）と烏山信用金庫（以下「乙」という。）は、那須烏山市の地方創生の実現に向けて、相互に連携・協力を強化しながら事業に取り組むものとし、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が地方創生を展開する中で、地域の特色（自然・歴史・文化・風土）に、甲及び乙が様々な分野で連携協力を行い、相互が持つ知恵・情報・人材・技術を取り入れて相乗効果を発揮することで、地方創生への連携協力を積極的に行うことによって那須烏山市の地方創生に関する取組の推進及び実現に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、地方創生の推進、その他本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める事項が効果的に展開されるよう、相互に連携協力事項に関する窓口を設置するものとする。

3 甲及び乙は、具体的な連携協力の内容及び方法については、その都度協議・情報交換を行うものとする。

（秘密保持義務）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に伴い、その過程で知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、事前に相手方の同意を得たものを除き第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。

2 本協定の連携による個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を遵守し、対応するものとする。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、その締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲と乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は同一の条件で5年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第5条 連携協力事項の具体的内容及びその他必要な事項については、別途甲及び乙が協議して決定する。

本協定の締結を証とするため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を所持する。

平成28年1月21日

甲 栃木県那須烏山市中央一丁目1番1号
那須烏山市長

乙 栃木県那須烏山市中央二丁目4番17号
烏山信用金庫
理事長

○那須烏山市と株式会社栃木銀行の包括連携協定書

那須烏山市（以下、甲という）と株式会社栃木銀行（以下、乙という）は、相互の連携を強化し、那須烏山市内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- ① まちづくり活動、定住促進活動へのサポートに関する事
- ② 雇用創出、産業振興、創業支援、企業誘致に関する事
- ③ 観光振興に関する事
- ④ 暮らしの安全・安心、子育て、福祉、教育に関する事
- ⑤ 農林水産物、自然環境に関する事
- ⑥ その他、地域活性化に関する事

2. 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

3. 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、甲の各課との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲または乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定の定めのない事項又はこの包括連携協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月2日

甲 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市
市長

乙 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 栃木銀行
取締役頭取

○那須烏山市と株式会社NEZASホールディングスとの「シティプロモーション」並びに「暮らしの安全・安心」に関わる包括連携協定書

那須烏山市（以下、甲という）と株式会社NEZASホールディングス（以下、乙という）は、相互の連携を強化し、那須烏山市内における地域の一層の活性化並びに地域住民の暮らしの安全・安心を守るため、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって市民サービスの向上、地域の活性化並びに暮らしの安全・安心を守ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 観光振興及びまちづくり活動に関すること。
- (2) 暮らしの安全・安心の推進に関すること。
- (3) 福祉及び教育の振興に関すること。
- (4) その他、地域活性化に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、甲の各課との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲または乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定の定めのない事項又はこの包括連携協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月9日

甲 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市
市長

乙 栃木県宇都宮市横田新町3番47号
株式会社NEZASホールディングス
代表取締役社長

○那須烏山市と那須南農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定書

那須烏山市（以下、甲という）と那須南農業協同組合（以下、乙という）は、那須烏山市地方創生を目指して、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、「那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策を展開する中で、お互いの知恵と情報、人材や技術を活用し、相互効果を発揮しながら、様々な分野で連携・協力し、那須烏山市地方創生への取り組みを推進し、実現していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施するものとする。

- (1) 農業生産振興及び農業者の所得増大推進に関すること。
- (2) 地域住民に必要なサービスの提供による地域社会経済の持続的発展に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。
- (4) その他、那須烏山市地方創生に必要な事項の支援に関すること。

（協定の継続及び見直し等）

第3条 本協定は、甲又は乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとし、甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、年度間の引継の徹底等継続性の維持に配慮するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項、又はこの包括連携協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市
市長

乙 栃木県那須郡那珂川町白久10番地
那須南農業協同組合
代表理事組合長

〔 条 例 等 〕

○那須烏山市防災会議設置及び運営条例

〔平成17年10月1日〕
〔 条 例 第 43 号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、市長の附属機関としての防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第16条第1項の規定により、市に那須烏山市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(組織等)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市を管轄区域とする警察署の長
 - (2) 栃木県烏山土木事務所長
 - (3) 南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長
 - (4) 消防団長
 - (5) 教育長
 - (6) 市長が指名する市の職員
- 6 前項第6号の委員は、10人以内とする。
- 7 会長及び委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(報酬等)

第6条 防災会議の報酬及び費用弁償については、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須烏山市条例第31号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成20年条例1号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月12日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例

〔平成17年10月1日〕
〔条例第44号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(設置)

第2条 災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市に那須烏山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(所掌事務)

第3条 災害対策本部は、市の防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(組織)

第4条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第6条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法施行細則（別表第1、第2）

制定 昭和35年栃木県規則第35号

最近改正 平成28年栃木県規則第8号

別表第1（第2条関係）

救助の程度、方法及び期間

第1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

(1) 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(2) 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 賃金職員等雇上費

ロ 消耗器材費

ハ 建物の使用謝金

ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費

ホ 光熱水費

ヘ 仮設便所等の設置費

(3) 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

一人1日当たり 320円

(4) 避難所を設置する際において、冬期（10月～3月）であるときは、別に定める額を加算する。

(5) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

2 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅を供与される者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもってしては、住家を得ることのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,621,000円以内とする。

(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。

(4) 老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに供与することができる。

(6) 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。
ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(7) 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限（最高2年以内）とする。

第2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

(1) 炊き出しその他による食品の給与は、第1の1の(1)により避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもって行うものとする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費

ニ 雑費

(3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,080円以内とする。

(4) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

2 飲料水の供給

(1) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

(2) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水の供給を実施する期間は、第2の1の(4)の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

第3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

(1) 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	4月～9月	18,300円	23,500円	34,600円	41,500円	52,600円	7,700円
冬 季	10月～3月	30,200円	39,200円	54,600円	63,800円	80,300円	11,000円

(2) 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	4月～9月	6,000円	8,000円	12,000円	14,600円	18,500円	2,600円
冬 季	10月～3月	9,700円	12,600円	17,900円	21,200円	26,800円	3,500円

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

第4 医療及び助産の給付

1 医療の給付

- (1) 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

- (2) 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

- イ 診療
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療及び施術
- ニ 施設病院又は診療所への収容
- ホ 看護

- (3) 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

- (4) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産の給付

- (1) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

- (2) 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

- イ 分べんの介助
- ロ 分べん前及び分べん後の処置
- ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

(4) 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

第5 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

第6 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

2 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

3 住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

4 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

第7 生業資金の貸与

1 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。

2 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

3 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ 生業費 1件当たり 30,000円以内

ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内

4 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

5 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 貸与期間 2年以内

(2) 利子 無利子

第8 学用品の給与

1 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又は毀損して、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教

育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

(1) 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,200円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,500円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、4,900円

4 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

第9 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

2 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

(3) 検案は、原則として救護班が行うものとする。

(4) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,400円

ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,300円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,300円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

(5) 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

第10 埋葬

1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもを実施するものとする。

2 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

(1) 棺

(2) 埋葬又は火葬

(3) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人208,700円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）167,000円以内とする。

4 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

第11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理

(7) 救助用物資の整理配分

2 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

第12 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

1 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

3 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり134,300円以内とする。

- 4 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第2（第8条関係）

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職 種	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	23,600円	4,720円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,800円	3,160円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,000円	3,000円	
救急救命士	14,300円	2,860円	
土木技術者 建築技術者	16,100円	3,220円	
大工	23,600円	4,720円	
左官	24,300円	4,860円	
とび職	21,900円	4,380円	

- 2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (早見表)

[平成27年4月1日適用]

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 2 加算額 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあつての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸あたり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 焼 流失			夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
					冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊 焼 床上浸水			夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700		12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具修繕費 等の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以 内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者（出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅 の応急修理	住家が半壊（焼） し、自らの資力により 応急修理をすることが できない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から 1月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒 (特別支援学校の小学 部の児童、中学部の生 徒及び高等部生徒を含 む)	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、周囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理（埋葬を除く。） をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。

		3 検案 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 23,600円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護師 准看護師 15,000円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術者、建築技術者 16,100円以内 大工 23,600円以内 左官 24,300円以内 とび職 21,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額 ▶時間外勤務手当 災害救助法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号)別表第2(第8条関係)による。 ▶旅費(費用弁償) 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額による。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[様式等]

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町	(消防本部名)
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	

(月 日 時 分現在)
※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6—, — (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた理由
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟 焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他	台 台	人 人 人
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		(消防本部名)	
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)	報告者名	(TEL)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部 (署)		台	人
	消 防 団		台	人
	警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第 報

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況										

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同等に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 500-2146／NTT-FAX 028-623-2146		送付先：栃木県民生活部消防防災課（NW-TEL 500-2136／NTT-TEL 028-623-2136） ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】								
市町名 (消防本部名)			区分	被害	区分	被害	備考				
報告者名	(TEL)		田	流出・埋没	ha	公立文教施設	千円	災害発生場所			
災害名 ・ 報告番号	災害名			冠水	ha	農林水産業施設	千円		災害発生年月日		
	第報 (月日時現在)			流出・埋没	ha	公共土木施設	千円			災害の種類概況	
区分		被害		冠水	ha	その他の公共施設	千円		災害の種別概況		
人的被害	死者			文教施設	箇所	小計	千円			応急対策の状況	
	行方不明者			病院	箇所	公共施設被害市町数	団体		119番通報件数		
	負傷者	重傷		人	道路	箇所	農業被害				千円
		軽傷		人	橋りょう	箇所	林業被害				千円
住家被害	全壊			河川	箇所	畜産被害	千円			・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	
	棟			砂防	箇所	水産被害	千円				
	世帯		清掃施設	箇所	商工被害	千円					
	人		崖くずれ	箇所	その他	千円					
	半壊		鉄道不通	箇所	被害総額	千円					
	棟		被害船舶	隻	災害等の設置本部状況	設置 月日時分 解散 月日時分	・避難所の設置状況				
	世帯		水道	戸				災害救助法適用状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況		
	人		電話	回線	・自衛隊の派遣要請、出動状況	・災害ボランティアの活動状況					
	一部破損		電気	戸			り災世帯数※2	世帯			
	棟		ガス	戸	り災者数※2	人					
世帯		ブロック塀等	箇所	火災発生※3			建物	件			
人					消防職員出動延人数	人			その他		
床上浸水				消防団員出動延人数			人				
棟											
世帯											
人											
床下浸水											
棟											
世帯											
人											
非住家※1	公共建物	棟									
	その他	棟									

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」によるが、特に次のことに注意すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。

※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

〔そ の 他〕

○種類別指定文化財一覧

指定別	文化財名	所在
無形文化財		
国選択	程村紙	福田製紙所
有形：建造物		
市	安楽寺山門（四脚門） 附棟札1枚	安楽寺（田野倉）
市	安楽寺薬師堂 附棟札及び宮殿	安楽寺（田野倉）
市	加茂神社本殿及び雨覆	加茂神社（月次）
市	神長門（烏山城裏門）	個人蔵
市	泉溪寺勅使門	泉溪寺（金井1）
市	太平寺仁王門	太平寺（滝）
市	大久保常春公厨子（宮殿）	寿亀山神社（中央3）
市	太平寺本堂	太平寺（滝）
市	稲積神社本殿	稲積神社（下境）
市	鹿島神社本殿 附置札・鏡・宗源宣旨	鹿島神社（森田）
県	宮原八幡宮本殿	宮原八幡宮（宮原）
有形：絵画		
市	是貞房浄因之図	法康寺（鴻野山）
市	弁天星祭図	個人蔵
市	鯛と酒樽の祝図	個人蔵
市	玉屋渡辺藤兵衛肖像画	個人蔵
市	安藤寿貞肖像画	個人蔵
市	梅に朝日図	個人蔵
市	鶏図	個人蔵
市	出開帳図（神楽一万度御旅）	個人蔵
市	商売繁盛図	個人蔵
市	花咲翁図	個人蔵
市	鶴の図	個人蔵
市	鮎の図	個人蔵
市	唐美人の図	個人蔵
県	板絵著色 楊貴妃図	稲積神社（下境）
県	板絵著色 韓信の股くぐり図	稲積神社（下境）

県	紙本著色 松に鷹図六曲双屏風	個人蔵
有形：彫刻		
市	木造 十二神将立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 不動明王立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 阿弥陀如来坐像	小白井
市	木造 日光・月光菩薩及び十二神将立像	西光寺（熊田）
市	木造 伝薬師三尊立像	曲田
市	木造 伝阿弥陀三尊像	曲田
市	木造 薬師如来坐像	芳朝寺（森田）
市	木造 阿弥陀如来立像（伝御前立）	松原寺（三箇）
市	木造 風神・雷神像	太平寺（滝）
市	木造 二十八部衆像	太平寺（滝）
市	木造 仁王像	太平寺（滝）
市	木造 延命地藏菩薩坐像	正光寺（興野）
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 薬師如来立像	中山
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 弥勒菩薩立像	個人蔵
市	銅造 観世音菩薩立像	個人蔵
市	銅造 千手観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 地藏菩薩立像	正光寺（興野）
市	木造 毘沙門天立像・両脇侍像	一乗院（金井1）
市	木造 阿弥陀如来立像	善念寺（金井1）
市	銅造 聖徳太子誕生仏様像	天性寺（南1）
市	銅造 阿弥陀如来立像	宝蔵寺（小木須）
県	木造 薬師如来坐像	安楽寺（田野倉）
県	木造 薬師如来坐像	西光寺（熊田）
県	銅造 阿弥陀三尊立像	西方寺（月次）
県	松倉山観音堂仏像	長久寺（大木須）
県	木造 千手観音菩薩立像	太平寺（滝）
県	金銅 観音立像	横枕
有形：工芸品		
市	甲冑	寿亀山神社（中央3）
市	軍扇（2柄）	宮原八幡宮（宮原）
市	神納塵	宮原八幡宮（宮原）

市	透し彫嵌込み扉	太平寺（滝）
市	伝堀家軍陣用湯釜附箱	那須烏山市
市	山あげ屋台（6台）	金井2他
市	刀 銘 下野国烏山住一心斎貫	個人蔵
県	刀 銘 作陽幕下士細川正義同正守造之	個人蔵
県	わきざし 銘 陸奥守藤原将応	個人蔵
県	天蓋	太平寺（滝）
県	旗図罽	個人蔵
県	太刀 栗原昭秀作	個人蔵
有形：古文書		
市	享保の町絵図	那須烏山市
市	享保五庚子年御裁許御裏書絵図他4点	向田
市	烏山領下境村小木須村馬草場訴論絵図	個人
市	元禄の裁許絵図	個人
市	川俣家文書（弓術関係文書他）	個人
市	城主拜命時指示書	個人
市	郷中御条目九十二か条	個人
市	差出帳（酒主村差出帳）	那須烏山市
市	差出帳（志鳥村指出案詞）	個人
市	藩政心得三十か条	那須烏山市
市	興野村検地帳	個人
市	寛政の町絵図附町絵図箱	個人
有形：書跡・典籍		
市	赤坂町祭礼記録	那須烏山市
市	民家分量記	那須烏山市
市	大般若経	宝幢院（上境）
有形：考古資料		
市	珠文鏡（東原古墳群出土）	那須烏山市
市	小志鳥横穴墓群出土品	那須烏山市
市	吉原横穴墓群出土品	那須烏山市
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	那須烏山市
市	縄文土器（泉遺跡出土）	那須烏山市
市	人物埴輪頭部（埴平古墳出土）	那須烏山市
市	縄文土器・土師器（中山地内出土）	個人蔵
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	個人蔵

市	大型握槌石器 2点 (宮原遺跡出土)	那須烏山市
市	縄文土器 (泉遺跡出土)	個人蔵
有形：歴史資料		
市	大久保常春公木像	寿亀山神社 (中央3)
市	勅額大寂院	泉溪寺 (金井1)
市	町絵図改帳	個人
市	お六姫遺書写	個人
市	領知目録 (2点)	個人
市	下野烏山領騒動記	個人
市	烏山城追手門親柱礎石 (1対)	那須烏山市
市	キリシタン禁制々札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	那須烏山市
市	烏山八景の碑	東江神社 (滝田)
市	中世文書 (8点)	天性寺 (南1)
市	円応関係文書 (4点)	天性寺 (南1)
市	松下石見守寄進状	天性寺 (南1)
市	東臯心越禪師南台八景詩卷	天性寺 (南1)
市	那須系図 (2巻)	天性寺 (南1)
市	烏山仕法関係文書 (8点)	天性寺 (南1)
市	堀家関係文書 (6点)	天性寺 (南1)
市	木造 源翁和尚椅像	泉溪寺 (金井1)
市	烏山城主大久保家累代位牌	太平寺 (滝)
市	圃祖法変更記念碑実記	個人
市	織田信長公位牌	天性寺 (南1)
有形民俗		
市	加茂神社の献額・絵馬群 (18点)	加茂神社 (月次)
市	間引絵馬	太平寺 (滝)
市	宮原八幡宮絵馬 (3点)	宮原八幡宮 (宮原)
市	巴御前絵馬	稲積神社 (下境)
市	二十三夜供養塔	那須烏山市
市	道祖神	下境
市	稲積神社の献額・絵馬群 (45点)	稲積神社 (下境)
市	宝篋印塔	太平寺 (滝)
市	木造 青面金剛立像	大木須

市	一字一石経	妙光寺（南1）
市	阿弥陀堂千体仏	太平寺（滝）
無形民俗		
市	熊田太々神楽	熊田
市	森田の獅子舞	森田
市	興野ささら獅子舞	興野
市	宮原八幡宮観世流太々神楽	宮原
市	下境佐々良獅子舞	下境
国選択	埜の天祭	三箇
国重要	烏山の山あげ行事	中央
史跡		
市	曲田横穴墓群	曲田
市	大和久古墳群	南大和久
市	十二口横穴墓群	南大和久
市	放下僧館跡	大里
市	芝下横穴墓群	曲田
市	大田原氏累代の墓碑	芳朝寺（森田）
市	小志鳥横穴墓群	志鳥
市	久保前古墳	藤田
市	御救小屋跡	天性寺（南1）
市	円応和尚の墓	天性寺（南1）
市	菅谷八郎右衛門の墓	天性寺（南1）
市	那須家六代の墓	天性寺（南1）
市	中山横穴墓群	中山
市	大久保次郎左衛門の墓	妙光寺（南1）
市	阿弥陀堂板碑	個人蔵
市	渡邊潭北の墓	個人蔵
市	庭園	個人蔵
市	耕便門の碑	旭
国	長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡	鴻野山
天然記念物		
市	藤冠森の藤の木	藤田
市	高瀬のカヤ	高瀬
市	弁天様の大イチョウ	森田
市	高尾神社のケヤキ	曲畑

市	志鳥の傘藤	志鳥
市	志鳥の一本杉	志鳥
市	西山辰街道の大桜	八ヶ代
市	諏訪神社のコウヤマキ	八ヶ代
市	上川井のツガ	上川井
市	太平寺のカヤ	滝
市	熊野神社の御神木（スギ）	向田
市	宝蔵寺のカヤ	小木須
市	宝幢院のカヤ	上境
市	ヒカゲツツジ	下境
市	イワウチワ	興野
市	クモノスシダ	大木須
市	稲積城址の祠叢	下境
市	国見大久保のユコウ	小木須
県	菩提久保のボダイジュ	八ヶ代

[平成27年6月23日現在]

○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、平均風速が12m/s以上（ただし、宇都宮は14m/s以上、日光は15m/s以上、那須は17m/s以上）で雪を伴うと予想した場合
		強 風 注 意 報	強風により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、平均風速が12m/s以上（ただし、宇都宮は14m/s以上、日光は15m/s以上、那須は17m/s以上）と予想した場合
		大 雨 注 意 報	雨により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、（那須烏山市） ▶ 基準雨量 1時間雨量：40mm以上 ▶ 土壌雨量指数：102以上と予想した場合 ※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
		大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地では30cm以上と予想した場合
		濃 霧 注 意 報	濃い霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。具体的な基準は、視程が100m以下と予想した場合
		雷 注 意 報	落雷等により災害が起こるおそれがある場合
		乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により火災の危険が大きいと予想される場合。具体的な基準は、最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下と予想した場合
		な だ れ 注 意 報	なだれの発生により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが30cm以上と予想した場合又は40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上と予想した場合
		着雪（氷） 注 意 報	著しい着氷・着雪により通信機や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的な基準は、著しい着氷（雪）が予想される場合
		霜 注 意 報	早霜・晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的な基準は、早霜・晩霜期において、最低気温が4℃以下と予想した場合
		低 温 注 意 報	低温により農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的な基準は、夏期の最低気温16℃以下の日が2日以上継続すると予想した場合又は冬期の最低気温を-9℃以下と予想した場合
	地面現象 注 意 報 ※1	地面現象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがある場合
浸水注意報 ※1	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合	

		洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、(那須烏山市) ▶ 雨量基準 1時間雨量：80mm以上 と予想した場合
水防活動の利用に適合するもの※2	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する気象注意報と同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警報 一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、平均風速が20m/s以上(ただし、日光は22m/s以上、那須は25m/s以上)と予想した場合
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、雪を伴い平均風速が20m/s以上(ただし、日光は22m/s以上、那須は25m/s以上)と予想した場合
		大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、(那須烏山市) ▶ 雨量基準 1時間雨量：80mm以上 ▶ 土壌雨量指数：147以上 と予想した場合 ※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
		大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地では70cm以上と予想した場合
	地面現象警報※1	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがある場合
	浸水警報※1	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがある場合
	洪水警報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、(那須烏山市) ▶ 雨量基準 1時間雨量：80mm以上 と予想した場合
	水防活動の利用に適合するもの※2	水防活動用 気象警報	大雨警報
水防活動用 洪水警報		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

特 別 警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予報される場合
			暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予報される場合
			大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
			大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予報される場合
	地 面 現 象 特 別 警 報 ※1	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こる危険性が著しく高まっている場合	
気 象 情 報	全般気象情報 関東甲信地方気象情報 栃木県気象情報		気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合	
	竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったとき。 情報の有効期間は、発表時刻から約1時間	
	土砂災害警戒情報		栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき。市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表	
	記録的短時間大雨情報		県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき。〔1時間雨量にして110mm程度〕	

(注)

- 注意報・警報の発表は、「南部」を「県央部」「南東部」「南西部」の三地域に、「北部」を「那須地域」「日光地域」の二区域に細分して発表する。
ただし、細分できない場合は「南部」「北部」及び「栃木県」を用いる。
- 注意報・警報の発表基準の「山地」とは、標高がおおむね600m以上、「平地」とは、標高がおおむね600m以下の区域をいう。
- 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- (1) ※1 この注意報・警報・特別警報は標題を出さないで、気象注意報・警報・特別警報に含めて行う。
(2) ※2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

那須烏山市水防計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び栃木県水防計画、国土交通省常陸河川国道事務所洪水対策計画書（久慈川・那珂川）に基づき、洪水等に際し水害を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するため、各河川に対する水防上必要な事項を定めるものとする。

第2 水防の責任

1 水防管理団体の責任

那須烏山市は、水防管理団体として、那須烏山市の区域内における水防計画を定め、水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 一般住民の義務

市民は、気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第3 水防協議会

1 法第33条第1項の規定に基づき、那須烏山市水防協議会を設置する。那須烏山市水防協議会委員の構成員は、付録1（略）のとおりとする。

2 法第33条第5項の規定に基づく那須烏山市水防協議会設置及び運営条例は、付録2（略）のとおりである。

第2章 水 防 組 織

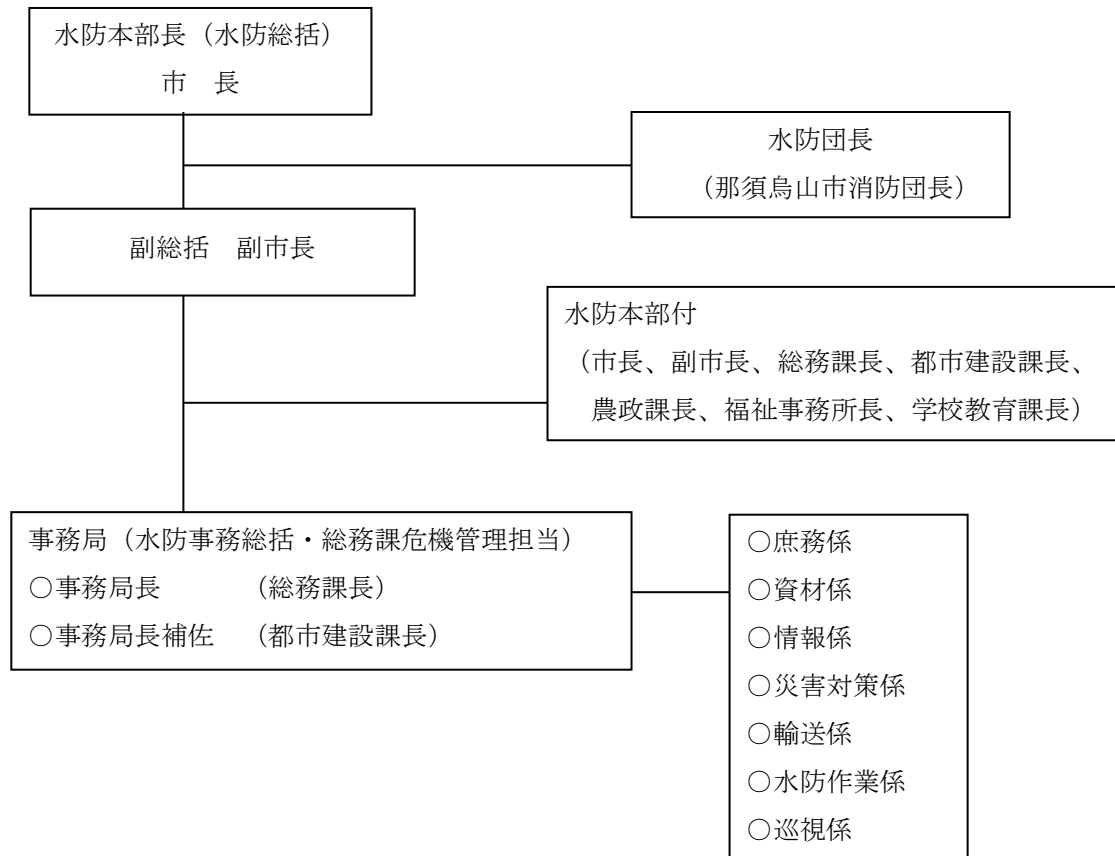
第1 本市の水防組織

1 水防本部の設置及び事務

(1) 法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報及び警報が発せられたとき、又は水防管理者である市長が水防本部を設置する必要があると認めたときは、市に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。

(2) 水防本部の事務局を総務課危機管理グループに置く。水防本部の組織及び事務分担は次のとおりとする。

◆ 水防本部の組織 ◆



水防事務総括

- 水防計画策定及びこれに伴う強制権に関すること。
- 水防協議会に関すること。
- 水防団の総括、指導及び配備に関すること。
- 関係機関との連絡並びに広報に関すること。
- 警察、自衛隊、その他関係機関の応援要請に関すること。
- 全般の状況を把握し予報、警報、対策を立案すること。
- 水防法の普及に関すること。
- その他、水防事務の総括に関すること。

庶務係

- 水防団の庶務に関すること。
- 水防経費に関すること。
- 被害状況の報告に関すること。
- 決壊通報の受理報告に関すること。
- 水害通報の受理報告に関すること。
- その他、各係に定めていない事項に関すること。

資材係

- 備蓄資材の連絡調整に関する事。
- 水防資材の入手、確保、斡旋に関する事。

情報係

- 関係機関、庁内、現地指導班との情報連絡に関する事。
- 雨量、水位、流量等、水防資料の収集に関する事。
- 水防発令、避難命令に関する事。
- ダム放流の情報連絡に関する事。
- その他、情報収集に関する事。

災害対策係

- 公共施設等の被害状況の把握ならびにその対策に関する事。
- 異常気象時における道路交通の危険予防対策に関する事。

輸送係

- 水防資材の輸送及び輸送手段の確保に関する事。
- 被害者、負傷者等の救助、救援輸送に関する事。

水防作業係

- 水防作業の指導及び水防資材の調整に関する事。
- 危険箇所等の連絡事項に関する事。
- 決壊箇所等の応援措置に関する事。
- 水防工事等復旧に関する事。
- 水防団の現地活動の支援に関する事。

巡視係

- 河川等の堤防、量水標の巡視に関する事。
- 危険箇所の連絡調整に関する事。

2 水防団の配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を水防の配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報または、水防指令の通知をうけた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

3 水防団の出動

水防団の出動は、第10章第2によるものとする。

第3章 監視・警戒及び要水防箇所

第1 水位及び量水標の監視

1 本市における国・県の指定（管理）する量水標は次のとおりである。

番号	設置別	河川名	所在地	水位 * () は従前の表現 (単位：m)			
				水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断 水位	はん濫危険 水位(危険)
	国	那珂川	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50
	県	荒川	さくら市連城橋	1.20	1.50	2.00	2.50
405	県	荒川	向田荒川橋	2.50	3.00	—	—
451	県	荒川	森田橋	2.50	3.00	—	—

※ 水防管理者が指定している量水標

番号	設置別	河川名	所在地	水位 (単位：m)		看守人等
				水防団待機 (通報)	はん濫注意水位 (警戒)	
	市	那珂川	興野大橋	3.50	4.00	那須烏山消防署
	市	荒川	岩子橋	2.50	3.00	

2 量水標の水位については、県防災ネットワークと消防署からの通報により水防管理者が水防団長等へ通報を行う。

第2 堤防などの巡視

水防管理者は、県及び宇都宮地方気象台から大雨に関する気象情報の通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員をして堤防等の巡視にあたらせるものとする。

1 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防から水があふれる
- (2) 川側堤防斜面の水当たりの強い場所の亀裂または崩壊
- (3) 堤防上面の亀裂または沈下
- (4) 居住地側堤防斜面からの漏水、亀裂及び崩壊
- (5) (排・取) 水門の両袖、または底部からの漏水及び扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 水防管理者は、はん濫警戒情報等（水防警報等）の通知を受けたとき直ちに、水防団長（消防団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川・堤防等の巡視を行うように指示するものとし、巡視区域及び責任者を次のとおり定める。

(水防巡視・受持ち区域及び責任者等)

河川名	巡視区域	図面番号	延長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
那珂川	大 桶	那右77-1 那右77-2 那右76-1	570m 620m 1,465m	4 - 5 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	谷 浅 見	那右76-1* 那右74-1 那右73-1 那右72-1	1,465m* 540m 1,200m 130m	4 - 4 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	興 野	那左72-1 那左70-1 那左70-2 那左68-1	620m 480m 1,250m 410m	4 - 1 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	滝 田	那右70-1 那右69-1 那右68-1	680m 640m 264m	4 - 2 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	城東(表)	那右68-1* 那右68-2 那右68-3 那右68-4	264m* 60m 320m 340m	1 - 1 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	大 沢	那左66-1	100m	3 - 7 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	宮 原	那右67-1	4,550m	3 - 1 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	初 音	那右67-1*	4,550m*	1 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	野 上	那右67-1* 那右62-1 那右62-2 那右61-1	4,550m* 950m 1 箇所 1,270m	2 - 2 部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	向 田	那右61-1*	1,270m*	2 - 2 部長 2 - 3 部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	上 境	那左66-1* 那左64-1	100m* 3,320m	3 - 2 部長 3 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	下 境	那左64-1* 那左60-1	3,320m* 1,230m	3 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	小 原 沢	那左60-1* 那左57-1	1,230m* 200m	3 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
荒 川	三 箇 字入江野	烏山 1 (左右)	1,800m	5 - 1 部長 5 - 2 部長	消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 南那須水防倉庫
荒 川	小 倉 字 本 郷	烏山 2 (右)	1,600m	7 - 2 部長	消防車庫	南那須水防倉庫
荒 川	大 金	烏山 3 (右)	200m	7 - 3 部長	消防車庫	南那須水防倉庫

河川名	巡視区域	図面番号	延長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
荒川	向田	烏山4(左)	800m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫
江川	向田	烏山5(右)	225m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫
江川	向田	烏山6 (左右)	570m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫

(注意) 水防巡視を行う時の人員は4名程度とする。

※印は、延長が長い場合重複する箇所となる。

出典元：「那珂川」に関しては、『平成28年度 国土交通省常陸河川国道事務所那珂川洪水対策計画書
(久慈川・那珂川)』より

出典元：「荒川」及び「江川」に関しては、『平成28年度 烏山土木事務所主催 重要水防箇所巡回結
果』より

第4章 水防に関する器具資材及び設備の運用並びに輸送

水防管理者は、河川の状況、堤防護岸の状況及び過去における水害の状況等を勘案して水防倉庫を設置し、市の実情に即応した水防器具及び資材を次の基準により準備し、洪水時における十分な水防活動を期するものとする。

第1 水防資材状況及び流通体制

1 本市における水防資材の備蓄状況は次のとおりである。

備蓄場所 水防資材	消 防 本 部	那須烏山市 水 防 倉 庫	向田消防車庫	南 那 須 水 防 倉 庫	計
お の	1	1		3	5
スコップ	37	7	4	50	98
つるはし	2	6		10	18
唐ぐわ	12	5			17
な た		1		10	11
掛け矢	13	10	3	10	36
投光器		2			2
のこぎり		3			3
か ま	1		2		3
鉄 線			100		100
ペンチ				5	5
カッター				3	3
杭		30		300	330
土のう袋	500	2,000	1,000	500	4,000
救命胴衣		20			20
一輪車		2			2
保管責任者	消防署長	水防団長	水防団長	水防団長	

※ 備蓄場所所在地 消防本部：神長880-1

那須烏山市水防倉庫：中央1丁目18番地内（市役所烏山庁舎職員駐車場西側）

向田消防車庫：向田1589（向田三文字交差点西50m）

南那須水防倉庫：岩子6-1（南那須公民館南）

※ 土のう積用の砂については、旧向田小学校・すくすく保育園園庭・烏山庁舎職員駐車場・興野集会所・小倉公民館・旧境保育所・旧宮原児童館に備蓄してあるが、各学校の砂場の砂を利用することも可能である。この場合は、水防団事務局（総務課危機管理担当）へ前もって連絡してから使用すること。

※ 国土交通省常陸河川国道事務所において緊急時使用可能資材として、那珂川町小川の三川又頭首工付近に根固めの3tブロックを340個、土砂を14,900m³備蓄している。

2 水防管理者は、資器材を常に緊急事態に即応できるよう点検整備しておかなければならない。また、上記以外の水防資器材及び不足を生じる資器材については、有事の際の調達を円滑にできるよう、あらかじめ流通体制を整備しておくものとする。

3 水防作業により、備蓄資器材等に不足が生じた場合は、国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所長か烏山土木事務所長に要請するものとする。

第2 輸 送

- 1 水防管理団体は水防資材、器具等の輸送のため、トラック等の配備に留意し必要に応じ緊急輸送にあたるものとする。
- 2 運搬車両の不足を生じ、緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。

第5章 通 信 連 絡

第1 通信の優先使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者またはこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために加入電話を利用し、必要あるときは警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信を利用することができる。水防関係先の電話番号は別表2（略）のとおりである。

第2 県内関係機関との連絡

洪水時等及び水防警報時における県内の関係機関との緊急通信には、栃木県防災行政ネットワークを使用することとする。（※ 栃木県防災行政ネットワーク電話番号簿参照）

第3 市防災行政無線（同報系）と一斉メール通信による緊急一斉連絡

南那須地区においては、洪水予報や水防警報発令により洪水等の被害が予想される場合は、緊急一斉連絡用として、市防災行政無線（同報系）通信施設を使用する。又、火災防災情報の一斉メール送信システムや防災ラジオ、とちぎテレビデータ放送等を活用して水防団・消防機関へ連絡を行うものとする。

第4 通信の確保

- 1 水防管理者は通信施設の故障により、使用（利用）することが不可能な場合は、消防車輛積載簡易無線の使用や自動車等を利用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
- 2 水防管理者は、停電、その他の事故により災害情報の通報または聴取に支障があった場合は、あらゆる手段を講じて関係機関と連絡をとりながら情報の収集に努め、水防対策に万全を期するものとする。

第6章 気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報

第1 宇都宮地方気象庁が行う水防に関する予報・警報及び発表基準は次のとおりである。(注) 注意報・警報は、平成22年5月27日13時から市町村単位で発表が開始された。

ただし、従来の二次細分区域である「日光地域」「那須地域」「南西部」「県央部」「南東部」を「市町等をまとめた地域」として発表される場合もあり、その場合、那須烏山市は「南東部」に属する。

また、平成25年8月30日からこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表する運用が開始された。

分類	種類	発表基準
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合と土壌雨量指数（土壌中に貯まっている雨の量をタンクモデルを用いて計算した土砂災害発生の危険性を示す指数で24時間雨量に代えて導入された。）による。 ▷ 1時間雨量が40mmを超えると予想される場合
	洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と流域雨量指数（洪水災害発生の危険性を示す指数でタンクモデルを用いて流出量を計算し、さらに傾斜に沿って集まる水量を指数化したもの）による。 ▷ 1時間雨量が40mmを超えると予想される場合
警報	大雨警報 （浸水害） （土砂災害）	大雨によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と土壌雨量指数による。 ▷ 1時間雨量が80mmを超えると予想される場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と流域雨量指数による。 ▷ 1時間雨量が80mmを超えると予想される場合
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と土壌雨量指数による。 ▷ 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現 ▷ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。）
情報	大雨情報 台風情報	大雨に関する情報 台風に関する情報

※ タンクモデル⇒浸透や流失を考慮したタンクを3つ重ね、降った雨が「地中に浸み込む過程」、「流失過程」をモデル化したもの。解析雨量と降水短時間予報による雨量を基に、5 km格子単位で計算する。

第2 伝達系統

気象注意報・警報・特別警報・情報については、栃木県防災行政ネットワークからFAX及び一斉通報により行われる。休日・夜間などの対応については、那須烏山消防署から水防事務担当職員への電話連絡体制を取っている。特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、水防管理者はこれを消防関係機関に通報するとともに、一般市民に対しても通信施設、広報車、一般加入電話及び南那須地区は市防災行政無線（同報系）により周知を図るものとする。

第7章 洪水予報

第1 国土交通大臣・知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

本市内の那珂川及び荒川は洪水予報河川として指定されており、基準地点及び基準水位は下記のとおりである。

担当	河川名	基準地点	基準水位 * () は従前の表現 (単位：m)			
			水防団待機水位(通報)	はん濫注意水位(警戒)	避難判断水位	はん濫危険水位(危険)
国	那珂川	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50
県	荒川	さくら市連城橋	1.20	1.50	2.00	2.50

第2 発表の種類と基準

洪水予報の標題(種類)	発表の基準	水防管理者(市長)及び住民に求める行動等	
		国の管理河川の運用	県の管理河川の運用
〇〇川 はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 ▶ 住民は洪水に関する情報に注意 ▶ 水防団出動
〇〇川 はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が予想される時、又は、はん濫危険水位に達すると見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 ▶ 住民は洪水に関する情報に注意 ▶ 水防団出動 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は、避難勧告等の発令を判断する。
〇〇川 はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は、避難勧告等の発令を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民の避難完了
〇〇川 はん濫発生情報	はん濫が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民の避難完了 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 逃げ遅れた住民の救助等 ▶ 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

※ 県の管理河川については、急流河川が多く、短時間で急激な水位情報が発生する等、国の管理河川と同様の扱いが難しい状況にあることから、今後、検証等を行い、必要に応じて基準水位等の設定変更を検討していくとのこと。

第3 伝達経路

- 那珂川の伝達経路

常陸河川国道事務所 → 栃木県河川課 → 烏山土木事務所 → 那須烏山市

- 荒川の伝達経路

栃木県河川課 → (電話・FAX・メール) → 那須烏山市

第8章 水防警報

第1 水防警報の種類並びに発表基準

国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は下記のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防団機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることはできない旨警告するもの。	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報などにより、または、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越える恐れがあるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起るおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第2 伝達経路

- 那珂川の伝達経路

常陸河川国道事務所 → 栃木県河川課 → 烏山土木事務所 → 那須烏山市

- 荒川の伝達経路

栃木県河川課 → (電話・FAX・メール) → 那須烏山市

第9章 観測通報及び公表

第1 雨量の観測通報

水防管理者は、栃木県防災行政ネットワークによる気象及び洪水についての予報及び警報が発表された時は、防災ネットワークの河川水位・雨量情報システム、気象情報システム及び河川水位・雨量情報電話応答システム（TEL 83-2851・83-2852）により雨量、水位を確認するとともに、南那須庁舎に市で設置している雨量観測所からデータを収集する。

第2 ダム放流に伴う観察・通報

西荒川ダム、塩原ダム、寺山ダム、東荒川ダムについては、洪水調節等のために放流を行う場合は、那珂川水系ダム管理事務所から直接又は南那須地区広域消防本部を通して通報がある。深山ダム、板室ダムについては、那須広域ダム管理支所から南那須地区広域消防本部を通して通報があり、特に洪水等が予想される場合には、水防関係機関及び一般市民に対しても周知を図るものとする。

第3 河川水位・雨量情報の公表

国及び県が管理する河川の水位状況及び雨量情報等については、電話やインターネットで検索できる。

◆ とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

パソコン版URL <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>

携帯電話版URL <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>

◆ 河川水位・雨量情報電話応答システム

83-1428から1430 83-2851・2852

◆ 河川情報センター「川の防災情報」

インターネット<http://www.river.or.jp/> iモード <http://i.river.go.jp/>

◆ 常陸河川国道事務所テレフォンサービス

029-240-4102（雨量・水位情報）

第10章 水防機関の出動

第1 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに常陸河川国道事務所と烏山土木事務所長に報告するものとする。

- 1 はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 2 水防団（消防団）が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。
- 4 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。
- 5 城東第一・第二排水樋管の開閉を行ったとき。

第2 出動及び水防作業

1 水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理団体が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報または水防指令の通知を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防管理者は、水防本部員（水防事務担当者）の非常配備について、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

(3) 水防（消防）機関

① 待機

水防団（消防団）の本部役員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、又、一般団員はただちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報注意報及び警報が発せられたときに発令する。

② 準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、または水防警報（準備）の通報を受けたときは水防機関に対し出動準備をさせる。

イ 水防団の部長以下消防団員は、所定の詰所に集合する。

ロ 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画

ハ （排・取）水門の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、地元関係者と連絡調整のうえ水門等の開閉準備を行う。

③ 出動

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、または水防管理者が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防団をして、あらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。

イ 注意出動

水防団員の少数が出動して、堤防等の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所

の早期水防等を行う。

ロ 警戒出動

水防団員の一部が出動して水防活動に入る。

ハ 非常出動

水防団員全員が出動して水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が危険度に応じて決定するものとする。

④ 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2 市の非常配備

水防本部長は、非常事態水防活動の完遂を期するため、必要と認めるときは次のような配備指令を発令する。

(1) 注意配備体制

少数の人員で非常配備体制に入るまでの準備体制で、主として情報の収集及び連絡にあたる。

(2) 警戒配備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに増員、本格的な水防活動体制に入る。

(3) 非常配備体制

非常事態の発生により担当者を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、ただちに水防活動に入る。なお、動員数については、水防本部長の指示による。

3 水防作業上の注意事項

① 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待機する場合における待機要領等を家人に伝え、後顧の憂いなくして、一旦出動した場合は命令がなくて部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

② 作業中は、終始敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

③ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人身を動揺させたり、いたずらに水防機関員を疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

④ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、または、その前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3減少したとき最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

4 水防協力団体を指定しての協力体制の構築

大規模な排水対策や応急復旧については水防団のみでは困難であるので、水防協力団体を指定して緊急時の迅速なる資機材の確保と応援体制を構築する。

5 排水ポンプ車の手配

大規模な排水対策等が必要となった時には、常陸河川国道事務所では保有している排水ポンプ車等の借用を手配する。

- ▶ 保有ポンプ車 排水ポンプ車（毎分60t）1台
- 排水ポンプ車（毎分30t）2台

第3 水防信号

1 水防信号は、次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般市民に周知するとともに必要な団員を召集し、河川の警戒に当る。
第2信号	各分団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき	各分団員の外、必要により、一般市民の出動を求める。
第4信号	洪水等が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があるとき	警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

2 法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分	警鐘信号	サイレン
第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第2信号 水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 吹鳴—休止—吹鳴
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第4 公用負担

1 法第28条の規定による公用負担の権限を行使するもの、水防管理者又は水防機関の長の身分を示す証明書その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出しなければならない。

第 号	<u>公 用 負 担 命 令 権 限 証</u>		
	那須烏山市消防団第		分団長（部長）
	氏名		
	上記の者に〇〇区域における水防法第28条の権限行使を委任したることを証明する。		
	平成	年	月 日
	水防管理者	那須烏山市長	氏名 印

2 法第28条第2項により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的別所有者、管理者又はこれに準じる者に交付しなければならない。

第 号	<u>公 用 負 担 命 令 票</u>			
	負担者住所			
	負担者氏名			
物件数量	負担内容（使用	収用	処分）	期間・概要
	平成	年	月 日	
	水防法第28条の規定により上物件を収用（使用又は処分）する。			
		那須烏山市長	氏 名	印
		事務取扱者	職 氏 名	印

権限行使により損害を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損害を補償するものとする。

第5 警戒区域

法第21条の規定により、水防上警戒区域を設ける場合は、水防団員（消防団員）は警戒区域を設け、交通の制限又は禁止区域内の立ち退きを命ずることができる。警戒区域の表示は通常縄をもって行い、夜間においては一般に認識できるよう灯火を用い、危険防止のため監視員を配置する。

第6 避難のための立ち退き

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、水防信号または広報網その他の方法によって、法第29条の規定による立ち退きを、又は、その準備を指示することができる。
- 2 水防管理者は、あらかじめ避難計画をたて、立ち退き経路及び避難場所を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。市内の避難場所は、別表3（略）のとおりである。
- 3 水防管理者が立ち退きを指示した時は、那須烏山警察署長にその旨を通知しなければならない。

第7 水防解除

水防管理者は、水防警報解除のあったとき、または、河川水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなつたときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長にその旨を報告するものとする。

第 11 章 決壊時の処置

第 1 通報処置

堤防その他の施設が決壊、またはこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者は法第25条の規定により、ただちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第 2 決壊後の処置

水防管理団体においては、常陸河川国道事務所、烏山土木事務所、その他の必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。また、決壊後といえどもできる限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

第 12 章 協 力 応 援

第 1 警察官の援助要請

- 1 水防管理者は、水防に関する警察官の援助協力に関して、必要な事項をあらかじめ那須烏山警察署と協議しておくものとする。
- 2 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき那須烏山警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第 2 水防管理団体の協力応援

- 1 市は水防に関する水防機関の相互援助協力に関して必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。
- 2 市町水防機関の相互援助協力について、法第23条第1項の規定に基づき市町の水防管理者または水防団長が他の市町の水防管理者から応援を求められるときはもとより、その他の場合においても相互に応援する外、水防資材等についても、当該市町において調達することの不可能な資材について、つとめて共用の便を図るものとする。
- 3 前号の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下につとめて隊組織をもって行動するものとする。
- 4 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合には、常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長に調整を要請するものとする。

第 3 自衛隊の派遣要請

1 派遣要請の手続き

市は、水害の派遣に関し、自衛隊の援助協力を求めるときは、栃木県知事に次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭をもって県に要請し、事後所定の手続きを速やかに文書をもって措置する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

- (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容
 - (4) その他参考事項
- 2 受け入れ体制の整備等

市は、自衛隊の水害派遣部隊が円滑に活動できるよう、資材の準備、宿舍の斡旋等、受け入れ体制の整備に努めるものとする。また、災害派遣活動に要した経費は、市が負担するものとする。

第13章 水防報告

第1 報告

水防管理者は、洪水により被害が生じた場合は、概ね次の方法により烏山土木事務所を経由して栃木県知事に報告するものとする。

1 概況報告

さしあたり、水害発生の日時、場所、人の被害、家屋田畑の被害の状況等、必要な事項を電話で報告するとともに、特に水防資材等の救援を要する場合はその旨併せて連絡すること。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、中間報告を電話で報告するとともに書面をもって報告すること。

ただし、死者、重傷者及び集団被害（概ね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先して、概ね次の事項を報告すること。

- (1) 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、氏名、要保護の別（保護の要否）その他参考事項
- (2) 集団被害について、その概況とその対策の概況

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式に準じて報告すること。水防が終結した時は、水防管理者は、土木事務所を経由して栃木県知事に報告するものとする。

第2 水防報告書

水防管理者は、水防が終結した時は、栃木県知事へ土木事務所経由により水防活動実施報告書を提出するものとする。

第14章 水防訓練の実施

第1 水防訓練

- 1 市は、水防団及び水防関係機関の協力を得て、法第35条の規定に基づき、洪水時等の水防活動を迅速、かつ円滑に実施するため、水防訓練を実施するものとする。
- 2 水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を烏山土木事務所経由のうえ、栃木県知事あて報告するものとする。

実施する場合

- ① 月日時
- ② 場所
- ③ 河川名
- ④ 主催
- ⑤ 実施予定工法

実施した場合

- ① 月日時
- ② 場所
- ③ 河川名
- ④ 実施工法
- ⑤ 参加人員
- ⑥ 使用資材・数量
- ⑦ 使用資材見積書

第2 水防に関する普及啓発

市は、市民一般に対し、水防訓練、水防行事等を開催し、水防に関する知識の向上、普及啓発に努めるものとする。

水 害 編

1 対象とする河川

避難勧告等の対象となる河川は下表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ◆ 不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

表 1

河川名	基準観測所	備考
那珂川	小 口	国管理
荒 川	連城橋	県管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

- ◆ 浸水深が50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。
- ◆ 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm 程度でも危険であること。

2 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ◆ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ◆ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表 2

■那珂川

基準観測所	那珂川 小口観測所
避難準備(要配慮者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ▷ はん濫注意情報が発表されたとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に到達することが見込まれる場合 ▷ はん濫警戒情報が発表されたとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に達した場合 ▷ はん濫危険情報が発表されたとき。

■荒川

基準観測所	荒川 連城橋観測所
避難準備(要配慮者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫注意水位 (1.5m) に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ▷ はん濫注意情報が発表されたとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位 (2.5m) に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位 (2.0m) に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ▷ はん濫警戒情報が発表されたとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位 (2.5m) に達した場合 ▷ はん濫危険情報が発表されたとき。

3 避難勧告等の伝達内容等

(1) 避難勧告等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

＜避難準備情報の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須烏山市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

＜避難勧告の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須烏山市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難勧告を出しました。直ちに〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須烏山市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

(2) 避難勧告等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

- ◆ 住民等（住民、自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者等）
- ◆ 要配慮者・福祉関係機関等（要配慮者の事前登録者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
- ◆ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

- ◆ 防災行政無線、防災ラジオ、広報車、消防車、ホームページ、電話、FAX等

土砂災害編

1 対象とする区域

- (1) 避難勧告等の対象となる区域は別表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
 - ◆ 土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
 - ◆ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- (2) 避難の際には、次の事項に留意する。
- ◆ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
 - ◆ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

2 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

- (1) 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表3のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
 - ◆ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
 - ◆ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表3

対象地区	避難すべき区域の全部
避難準備(要配慮者避難)情報	▷ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▷ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難勧告	▷ 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ▷ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
避難指示	▷ 近隣で土砂災害が発生した場合 ▷ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

3 避難勧告等の伝達内容等

水害編の3を参照のこと。

※ 前頁の別表1「避難勧告等の対象となる区域」については、資料編の〔災害危険箇所〕を参照のこと。

○災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）

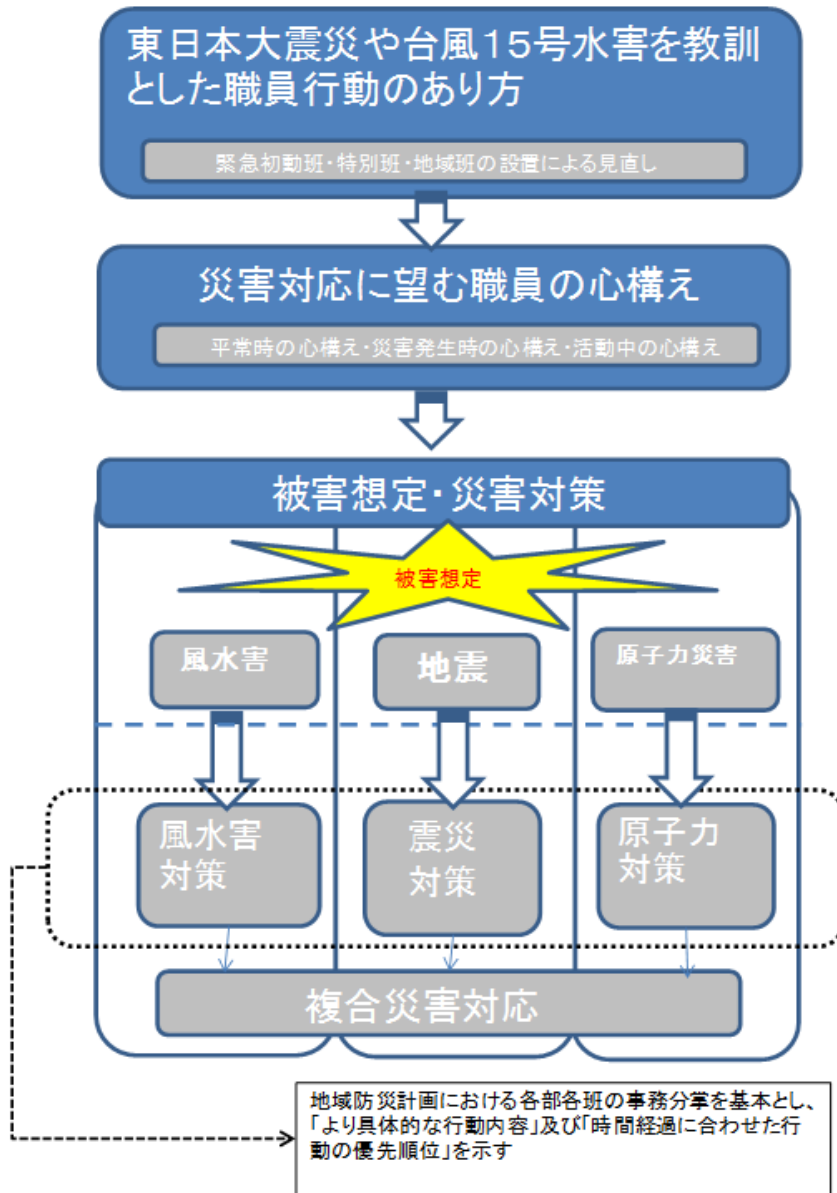
平成24年3月策定

本マニュアルの位置付け

「災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）」は、那須烏山市地域防災計画を補完するものとし、①「東日本大震災や台風15号水害を教訓とした職員行動のあり方」②「災害対応に望む職員の心構え」③「被害想定・災害対策（風水害対応・震災対応・原子力災害対応）」で構成される。

したがって、職員は、本マニュアルを熟読のうえ、職員個人の役割はもとより、全体の活動内容等を理解した上で、各班のマニュアルを把握し、それぞれの任務に当たること。

災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）の構成イメージ



1 東日本大震災や台風15号水害を教訓とした職員行動のあり方

(1) 本マニュアル策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成23年9月21日に発生した台風15号による水害に際しては、市内でも甚大な被害をうけ、今なお復旧に向け懸命な取り組みがなされているところである。当地域は、これまで災害が頻繁に起こらなかった背景もあり、前回の大規模水害からは10年以上経過し、更に震災にあっては、誰もが経験の無い未曾有の大災害となったものである。

市は、災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定済みではあったが、職員間にあっても、知識不足・認識不足・経験不足という面から、初動体制において迅速かつ確な対応がなされたとは言い難く、反省点は数多い。

地域防災計画が不十分であったという側面よりは、計画内容が膨大であるという事等により、職員間で十分に内容把握ができておらず、また実効性のある訓練等も行われていなかったため、組織的にも、職員個人としても右往左往していたというのが実態である。

本マニュアルにおいては、その地域防災計画を出来る限り分かりやすく噛み砕いて、「より具体的な行動内容」と「時間経過に合わせた行動の優先順位」を示し、職員が迅速かつ確な行動が取れることを目的として策定するものである。

(2) 災害時に職員に想定される複数の役割

大規模な災害発生時には、市役所全体が災害対策本部となるため、市としては多くのことを同時進行していく必要が生じる。そのため職員には複数の役割が求められる。「参集状況」、「自分の所属する班の状況」、「通常業務の継続」、「過去の経験」などを基に迅速かつ臨機応変な対応が必要であり、非常体制時には、全職員が分担し合いながら何かしらの役割を担うということになる。

また、従来の災害対策本部の組織構成のみでは、縦割り要素が強く、被災者目線からの応急対策に遅延を生じた経験から、災害対策本部をより円滑に機能させ、応急対策を加速させるための“プラスα”として、**緊急初動班**・**特別班**・**地域班**を組織することにする。

(次ページ以降の資料参照)

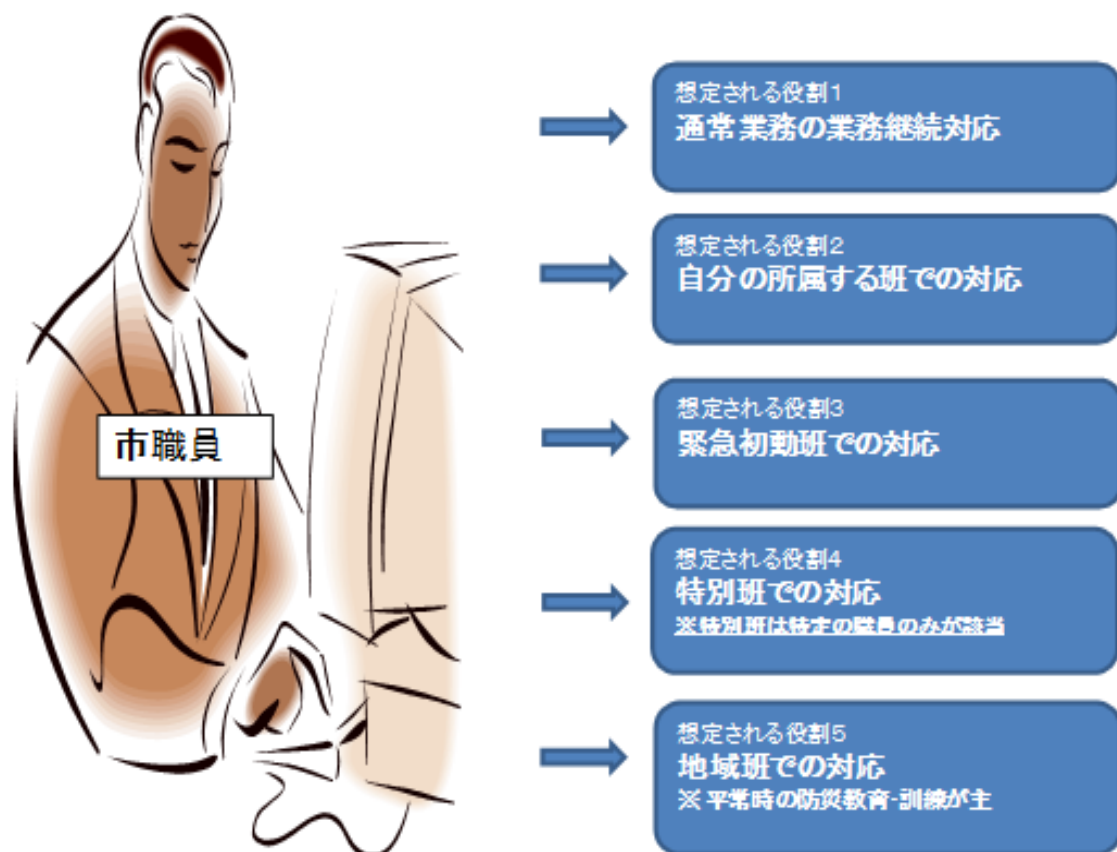
資料1 災害時に職員に想定される複数の役割

資料2 災害対策本部組織図

資料3 緊急初動班・特別班・地域班の内容

資料 1 災害時に職員に想定される複数の役割

大規模な災害発生時には、市役所全体が災害対策本部となるため、職員には複数の役割が求められる。「参集状況」、「自分の所属する班の状況」、「通常業務の継続」、「過去の経験」などを基に迅速かつ臨機応変な対応が必要であり、非常体制時には、全職員が分担し合いながら何かしらの役割を担うということになる。



例示

※上記は、一人の職員が時間帯や期間によって複数の役割を使い分けながら、災害対応に従事するイメージである。

職員Aの場合

○月×日(金)の深夜に河川が氾濫し、非常体制になり登庁した。市内の道路が浸水し職員の登庁が遅れていたため、総務班の指示により、緊急初動班として、当面避難所開設に従事することになった。

翌朝になって、職員の参集が八割を超えたため、緊急初動班は解散となり、自分の班の災害事務に従事した。また、月曜日からは通常の窓口業務を継続する必要があるため、班内で通常業務対応と災害対応に従事する者とを分担し、対応することになった。

日曜日には地域班で市道の汚泥撤去作業に出動した。後日、地域班で浸水想定区域を再確認し、避難所までの避難経路について話し合った。

職員Bの場合

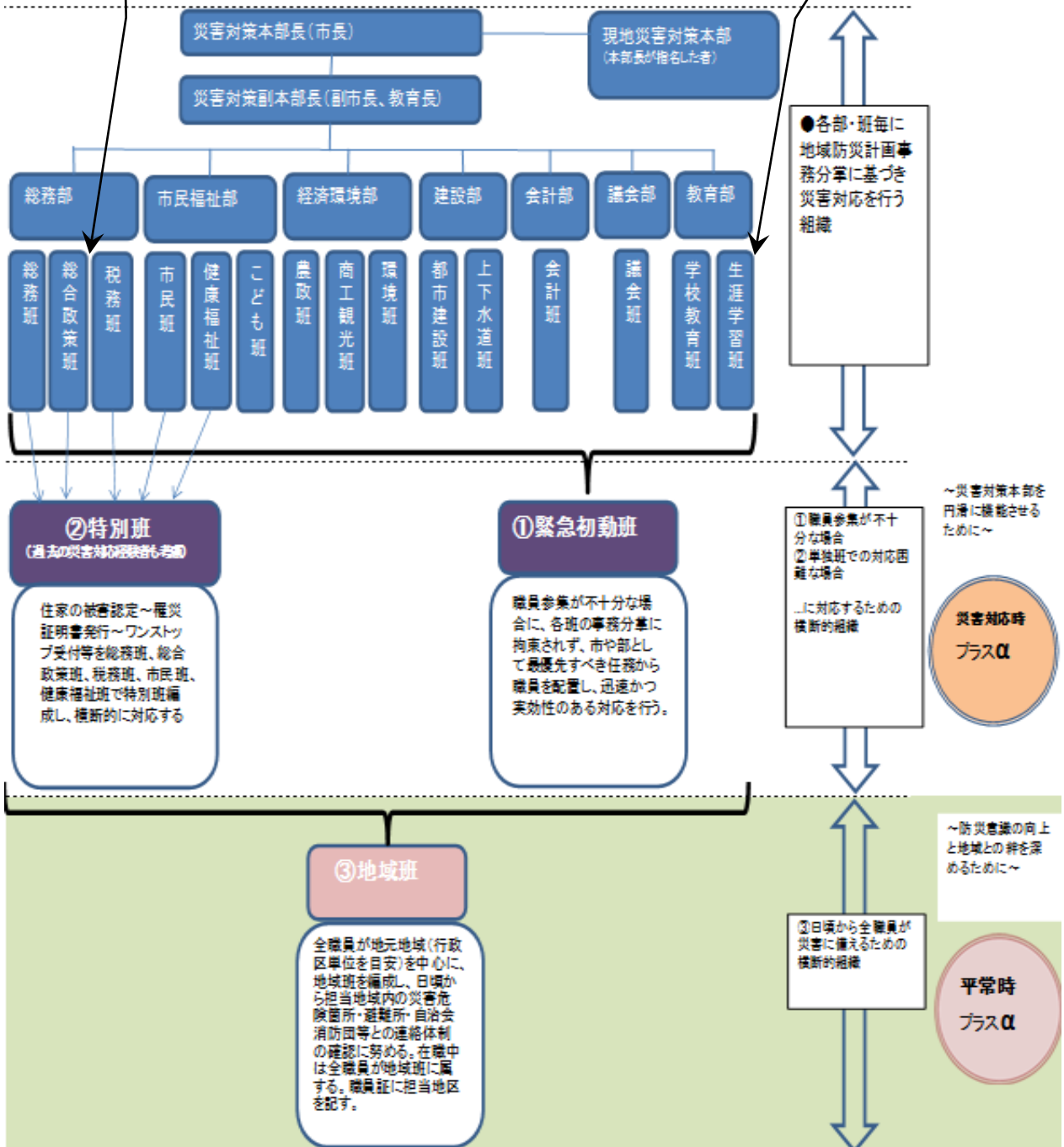
○月×日(土)の深夜に震度6弱の地震が発生し、非常体制になり登庁した。当面は地域班として、地元の独居高齢者等の安否確認と自分の班の主務である救援物資の受け入れの管理を平行して行っていたが、過去の震災時に罹災証明の発行事務などを担当していたことから、総務班の指示により特別班としての従事を依頼される。その後、関係する班から選抜された職員と特別班を組織し、住家の被害認定から罹災証明発行、またそれに呼応する各課の支援制度をワンストップ受付するための準備を開始した。

一定期間災害従事に専念せざるをえないため、通常の業務は係内で調整し、他の者に引継ぎを行った。

※ 現在は、「総務部」の下に「まちづくり班」が位置付けられる。

※ 現在は、「教育部」の下に「文化振興班」が位置付けられる。

資料 2 災害対策本部組織図



資料 3 緊急初動班・特別班・地域班の内容

職員が参集できない場合の考え方(①緊急初動班設置)

浸水害による孤立、地震の強い揺れ等による被害が甚大で職員が参集できない場合など、災害対応職員が不足する場合には、それぞれの事務分掌に拘束されない柔軟で実効性のある応急対応が必要である。

職員が不足する場合には、本マニュアルに定める優先して行う任務から取り組むこととする。基本的には、次の基準により対応するものとするが、災害発生時に、その場で最優先と思われる事項を優先し、臨機応変な対応を行うこととする。

その場合、状況に応じて**緊急初動班**を組織する。

緊急初動班は総務班が総括し、状況に応じて解散する時期を判断する。

- 概ね7割以上の職員が参集(災害対応活動ほぼ支障なし)
→ 通常の事務分掌で対応
- 概ね5割程度の職員が参集(災害対応活動の一部が実行不可能)
→ 部内の優先順位の高いものから対応
- 概ね3割以下の職員が参集(災害対応活動の大部分が実行不可能)
→ 市として優先順位の高いものから対応

単独班では対応できない場合の考え方(②特別班設置)

住家の被害認定調査や罹災証明書発行業務、またそれに呼応する支援策のワンストップ受付などを進めていく過程において、単独の班のみが対応しているだけでは、情報の共有化などの面から円滑に対応できないことが想定されるため、各班を横断して対応するような特定の業務については、関係する班から職員を集約し、

特別班を組織する。

なお、特別班については、ある一定の期間は災害対応に専属的に従事する必要があり、過去の災害対応経験者等も考慮し班編成する。

特別班は総務班が総括し、災害の規模や状況に応じて包括する事務分掌を加除する。

予め特別班の掌握する事務分掌

- 総務班の「災害救助法の適用に関すること」
- 総合政策班「災害時の広報に関すること」「報道機関との連絡に関すること」
- 税務班の「固定資産の被害調査及び報告に関すること」
- 市民班の「被災者名簿等の作成に関すること」「罹災証明書その他の証明書の発行に関すること」
- 健康福祉班の「医療救護班の編成及び出動に関すること」

日頃から全職員が災害に備えるための考え方(③地域班設置)

大災害発生時は全職員で機動力に富む対応が必須であることから、日頃から「災害に対する備え」「職員間の連携」を意識付けしておく事が重要である。よって、各職員が自分の地元地域を中心に班を編成することにし、平常時から土砂災害警戒区域等の把握、避難所の把握、各自治会や地元消防団との連絡体制の確認を行う。

職員は、在職中の間はこの班に所属し続けることとし、職員証にその旨を各々記すこととする。各担当地区において、最上位の職名の職員を班長とし、次位の者を副班長とする。

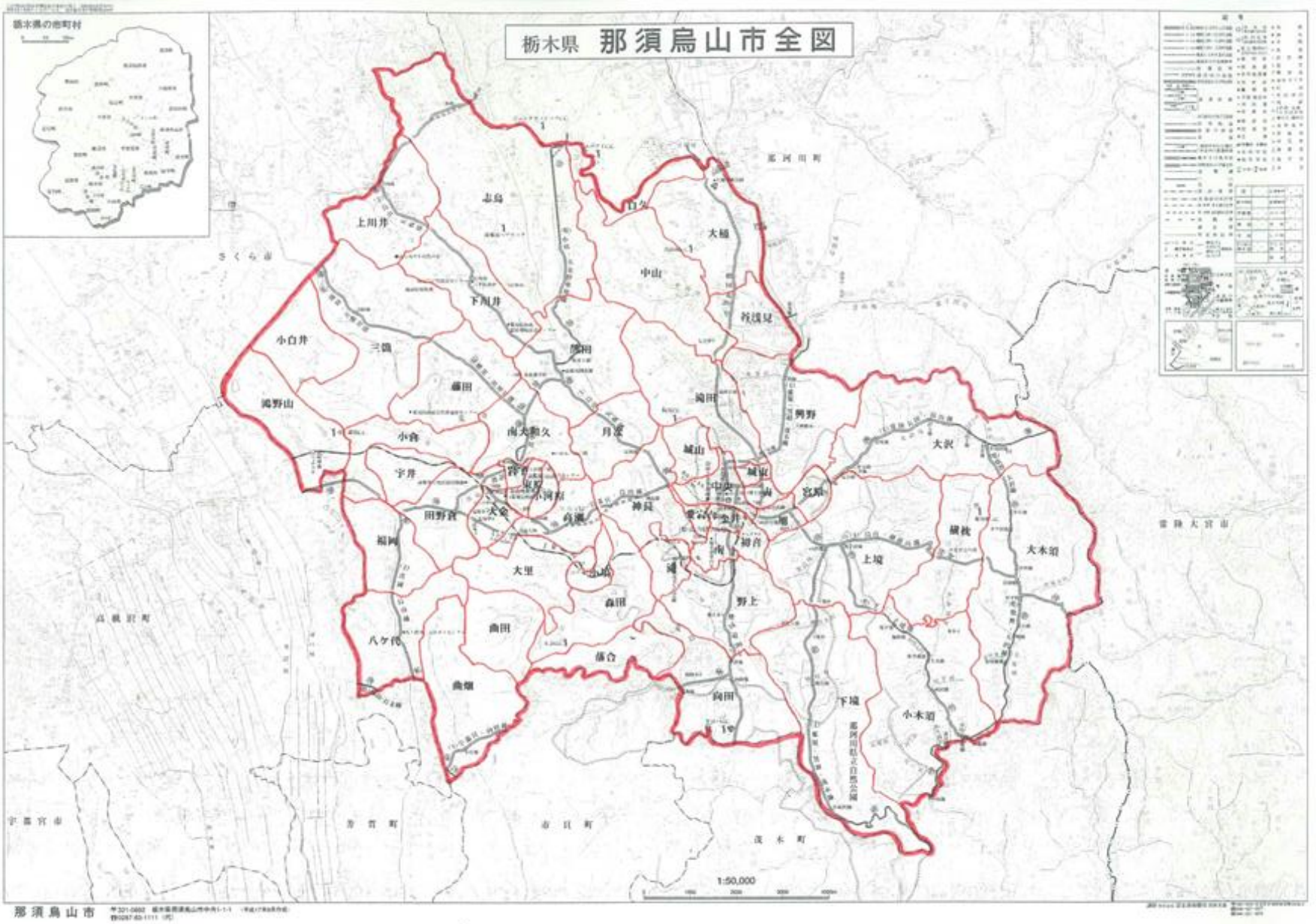
この班を**地域班**とし日頃からの防災訓練等に努めるが、将来的には災害時に避難所開設支援及び業務継続以外の時間(土日祝日)における地域での土砂撤去作業等、または自主防災組織への参画など、地域と絆を深めながら活動する組織を目指す。

《主な役割》

- 在職中は、全職員が地域班に属する。
- 全職員が職員証に担当地区を記す。
- 日頃から担当地区内の災害危険箇所の把握に努める。
- 日頃から担当地区内の避難所の位置、物品や鍵の有無について把握に努める。
- 日頃から担当地区内の自治会長や消防団との連絡体制について把握に努める。
- 災害想定時には、担当地区内の災害前兆に注意を向ける。
- 災害による参集時は、担当地区内の危険箇所・災害前兆等を目視確認し登庁する。

○職員証に担当地域班を記す





2 災害対応に望む職員の心構え

(1) 平常時の心構え

本マニュアル等を熟読・点検すること。

総合防災訓練のほかに、各部・各班（各課）等の組織単位での本マニュアル等に基づく仮想訓練を実施すること。

本マニュアル等における問題点の洗い出し及び本マニュアル等への反映を行うこと。

①総合防災訓練・仮想訓練の実施の積み重ね、②同訓練の結果を本マニュアル等への反映、といった手順によるPDCAサイクルの実現

毎年、職員の人事異動に伴いメンバーが変更となるため、毎年5月中旬までに各組織単位での仮想訓練を実施しておくこと。

※ 日頃から全職員が災害に備えるため：地域班の設置

大災害発生時は全職員で機動力に富む対応が必須であることから、日頃から「災害に対する備え」「職員間の連携」を意識付けしておく事が重要である。よって、各職員が自分の地元地域を中心に班を編成することにし、平常時から土砂災害警戒区域等の把握、避難所の把握、各自治会や地元消防団との連絡体制の確認を行う。

職員は、在職中の間はこの班に所属し続けることとし、職員証にその旨を各々記すことにする。各担当地区において、最上位の職名の職員を班長とし、次位の者を副班長とする。

この班を地域班とし日頃からの防災訓練等に努めるが、将来的には災害時に避難所開設支援及び業務継続以外の時間（土日祝日）における地域での土砂撤去作業等、または自主防災組織への参画など、地域と絆を深めながら活動する組織を目指す。

(2) 災害発生時の心構え

① 勤務時間中に災害が発生した場合

職員自身の安全を確保すると共に、来庁者を安全な場所へ避難させる。

(地震発生時)

○ 冷静に次の措置を行う。なお揺れの大きさなど、状況によっては直ちに安全な場所に避難する。

- ▷ 入所者、来庁者などの適切な避難誘導を行う。
- ▷ 職場によっては、ドア、窓などを開放し、脱出口を確保する。
- ▷ 負傷した入所者、来庁者、職員等を救出し、応急手当を行う。
- ▷ 火災発生の場合は、初期消火に努めるとともに、直ちに消防本部へ連絡する。
- ▷ ガス設備がある場合は、ガスの元栓を確認し、止栓する。
- ▷ エレベーター設備を備えている施設においては、乗客がいるか確認する。

○ 庁外に出張等している職員は、安全確保を行うとともに、市内の被害状況を確認しながら直ちに帰庁する。また、車両での移動の際は、ガス臭がするときは、エンジンを始動させることで、ガスに引火するおそれがあるので、車両を使用しないこと。

② 休日や勤務時間外に災害が発生した場合

- テレビ、ラジオ、メール配信サービスなどで災害の状況を確認する。
- 本マニュアルに示す参集基準に達した場合又は非常参集の連絡を受けた場合には、家族等の安全に配慮しつつ、できるだけ速やかに、それぞれの災害時担当場所に参集すること。（目標時間：20分以内）
- 自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を、災害時に担当することとなる部署に連絡し、併せて、連絡先についても伝達すること。
- 交通途絶などにより定められた場所に参集することができない場合は、最寄の市役所庁舎又は避難所に参集し、そこでの活動に当たる。
- 災害時担当場所への参集に際して、周辺の被害状況の把握に努め、被害状況を把握した場合には、①被害状況を把握した時刻、②被害場所、③被害状況（可能であれば、デジタルカメラや携帯カメラにその様子を収めることが望ましい。）を、道路等土木施設は都市建設班（都市建設課）に、公共施設はその施設を所管している担当課に、速やかに報告すること。
- 参集する途中で救助を求めている人がいる場合は、人命救助が第一なので、直ちに救助を行い、被災者の安全を確保した上で参集すること。
- 烏山庁舎が全壊し、本部を開設することができない場合は、保健福祉センターに本部を開設することとなるので、本部要員はそちらに参集する。また、避難所等で参集した施設が被災してそのまま使用できない場合は、直ちに被災状況を総務班（総務課）に連絡し、その後の指示を受ける。

（地震発生時）

- 自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度5強以上の場合は、可能な者は徒歩又は自転車・バイクなどを使って参集すること。

施設確認担当職員について

施設確認担当職員は、震度4以上の地震が発生した場合は、担当施設について外観から被害状況を確認し、被害の有無について施設所管課に連絡するものとする。また、自らが参集しなければならない場合は、災害時担当場所に向かう前に、担当施設を同様に確認し、被害の有無について施設所管課に連絡するものとする。

- ▷ 施設確認担当職員とは？ ⇒ 当該施設の近くに居住する職員等の中から、当該施設ごとに予め各施設所管課が指定した職員

※ 職員が参集できない場合：緊急初動班の設置

浸水害による孤立、地震の強い揺れ等による被害が甚大で職員が参集できない場合など、災害対応職員が不足する場合は、それぞれの事務分掌に拘束されない柔軟で実効性のある組織体制（緊急初動班の設置）による応急対応が必要となる。

職員が不足する場合は、本マニュアルに定める優先して行う任務から取り組むこととする。基本的に次の基準により対応するものとするが、災害発生時に、その場で最優先と思われる事項を優先し、臨機応変な対応を行うこととする。

- 概ね7割以上の職員が参集(災害対応活動ほぼ支障なし)
 - ◆ 各班ごとに事務分掌にしたがって災害対応活動を行う。なお、必要に応じて、要員が不足している班に対して応援要員を出す。

- 概ね5割程度の職員が参集(災害対応活動の一部が実行不可能)
 - ◆ 参集した職員で協力し、各班が行う任務よりも、部が最優先及び優先的に行う任務とされている災害対応活動を中心に行う。

- 概ね3割以下の職員しか参集できない(災害対応活動の大部分が実行不可能)
 - ◆ 参集した職員で協力し、各部・班の任務よりも市として最優先に行う任務とされている災害対応活動を行う。

(3) 災害対応活動中の心構え

- ① 職員間における情報共有を徹底すること。
 - 総務班(総務課)は、災害対策(警戒)本部の決定事項、災害関連情報等を、庁内放送、電子メール等の連絡手段を通じ、庁舎内職員及び災害対策(警戒)職員に対し、周知徹底を図ること。各職員は、上司から指示された事項を、速やかに処理し、処理後は、必ず上司に報告すること。
 - 各職員は、上記以外の災害対応活動も、「報告・連絡・相談」の徹底を図ること。
- ② 被災者の立場に立った災害対応活動を行うこと。
 - 初動段階で、上司の判断を仰ぐ時間的余裕がなく、災害対応を行わなければならない事態が頻繁に発生する。こうした場合には、被災者の立場に立った対応に徹するとともに、判断を躊躇して、実行しなかったことが原因で、市民の生命や財産を危険にさらしてしまうことがないように、自分が最善の方法であると判断したときは、勇気を持って、直ちに実行すること。
 - この場合においては、上司への事後報告の徹底を図ること。
 - 災害対応活動には、地域の方々の協力が不可欠な事項が数多くある。この場合において、最終的な責任は市側にあることを十分認識した上で、的確な協力依頼を行うこと。
 - 被災者は、情報が不足しがちな中、心理的に極限状態にある。こうした状況において、更なる不安や誤解を与えることのないよう、憶測に基づく言動や横柄な態度は慎み、「誠心誠意」対応すること。また、総務班(総務課)は、迅速に、情報を収集し、市民からの問合せに極力対応することができるよう、万難を排し、その提供を図ること。
- ③ 報道機関等への情報提供について
 - 災害時の市民への情報提供は、的確かつ最新の情報を様々な手段で行うことが必要である。ホームページ、ツイッター、メール配信、電話、FAX、広報誌、FM放送、報道機関への情報提供、広報車など、その特性などを理解しながら、複数の手段により速やかな情報提供ができるよう心掛ける。
 - マスコミなど報道機関による報道は、市民にとって即時性があり、重要な情報入手手段となっていることから、統一された最新の情報を提供することが重要である。報道される情報は、市から提供されたもののほか、様々な取材活動等にも基づいたもので、市民にとっては非常に影響や反響が大きい。その影響力を考えると、不確実な情報提供は厳に慎まなければならない。ま

た、災害時の取材は、報道機関の業務内容などによって、多岐にわたり、繰り返されることが多いため、場合によっては 災害対応活動に支障を来すことも想定される。これらのことを踏まえ、また、報道機関の重要性・公共性を十分に認識、尊重した上で、報道機関に対しての情報提供は、必ず上司及び総務班（総務課）の判断を仰いだ上で対応すること。これらの情報提供は、紙面、口頭、電話など対応手段がどのようなものでも同様とする。なお、報道機関からの問合せ等は、特別班を窓口として対応することとします。

3 被害想定・災害対策（風水害対応・震災対応・原子力災害対応）

風水害対応に際しての非常配備区分及び非常配備の基準等は、次のとおりとする。

配備区分	配 備 要 員
注意体制	○総務課長、都市建設課長、農政課長、上下水道課長 ○総務課、都市建設課、農政課、上下水道課担当総括以上 ※他職員は連絡待機
警戒体制	○全参事課長 ○総務課、都市建設課、農政課、上下水道課担当総括以上 ※他職員は自宅待機
第1次非常体制	○全職員
第2次非常体制	○全職員

● 河川に係る非常配備基準

(単位：m)

配備区分	注意体制	警戒体制	第1次非常体制	第2次非常体制	
河川名 (所在地)	水防団待機水位に達し更に上昇すると見込まれる時	氾濫注意水位に達すると見込まれる時	避難判断水位に到達し氾濫危険水位に達すると見込まれる時	氾濫危険水位に達したか氾濫が発生した時	
非常 配備 基準	那珂川水位 (那珂川町小口)	4.00	5.00	5.00	5.50
	那珂川水位 (興野大橋)	3.50	4.00		
	荒川水位 (さくら市連城橋)	1.20	1.50	2.00	2.50
	荒川水位 (岩子橋)	2.50	3.00		

● 土砂災害に係る非常配備基準

配備区分	注意体制	警戒体制	第1次非常体制	第2次非常体制
土砂災害	大雨洪水警報が発令され、小規模な災害が発生又は恐れがあるとき。	土砂災害警戒情報が発令されると見込まれるとき。	土砂災害警戒情報が発令されたとき。	土砂災害が発生したとき。

風水害対応 避難勧告・指示発令基準及び警戒区域設定基準

風水害対応に際しての避難勧告発令等の基準は、次のとおりとする。

避難勧告・避難指示の発令基準

避難のための立ち退きの勧告又は指示の基準は、原則として次のような事態になった時に発令するものとする。

- ・ 洪水のおそれがある時。避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が予想される時、または、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、土砂災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告・指示を発令する。
(地域防災計画における避難勧告発令基準 レベル4)
- ・ 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
- ・ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
- ・ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があるとみとめられるとき。

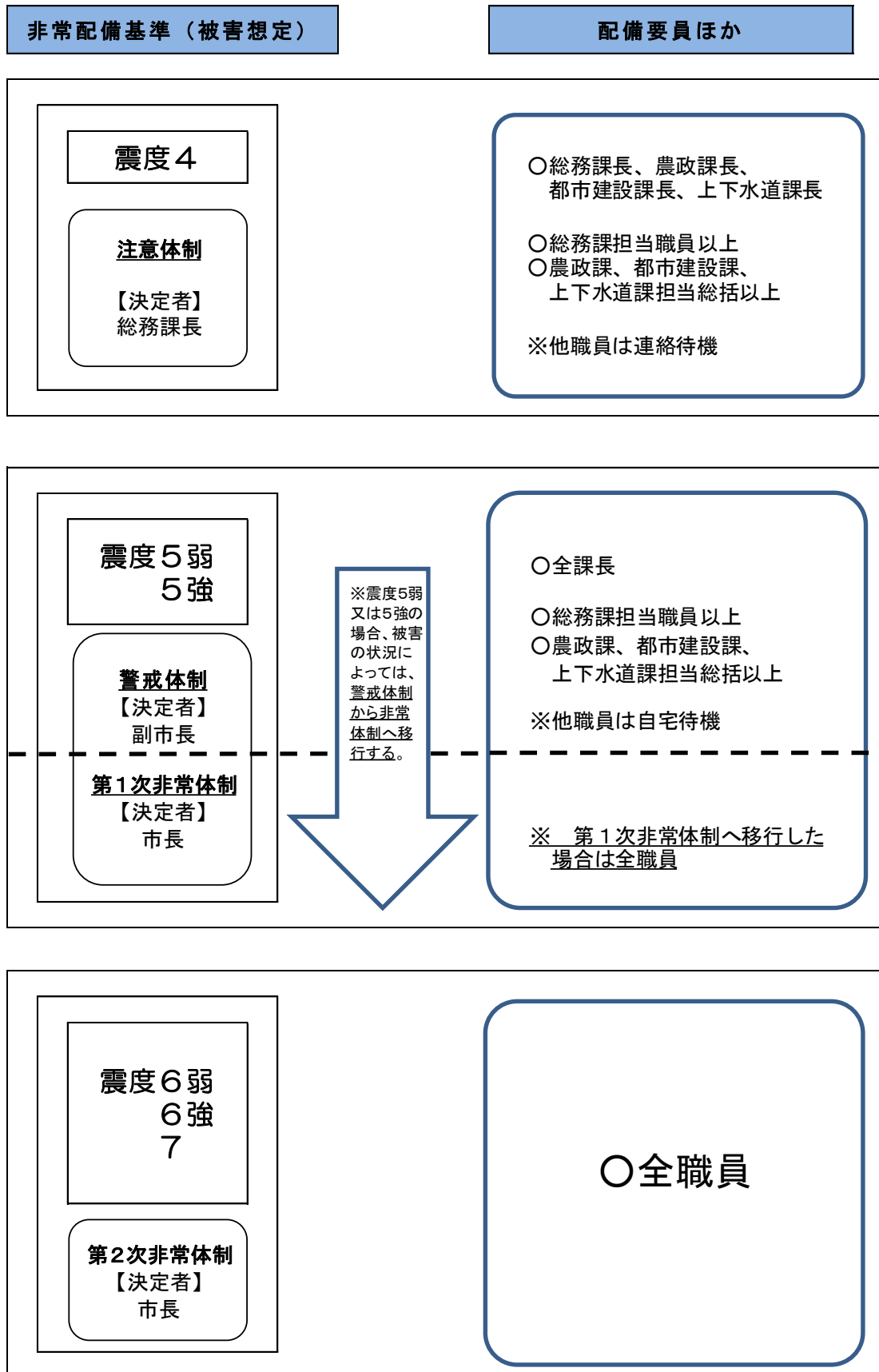
警戒区域の設定基準

危険防止や関係者以外の立ち入り禁止等をするための警戒区域の設定については、原則として次のような事態になった時に設定するものとする
(災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する)。

- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。
- ・ 水防上緊急の必要があると認められるとき。
- ・ 火災現場等

震災対応 被害想定及び非常配備基準

震災対応に際しての非常配備基準（被害想定）及び配備要員の基準等は、次のとおりとする。



※震度5弱又は5強の場合、被害の状況によっては、警戒体制から非常体制へ移行する。

震災対応 避難勧告・指示発令基準及び警戒区域設定基準

震災対応に際しての避難勧告発令等の基準は、次のとおりとする。

避難勧告・避難指示の発令基準

避難のための立ち退きの勧告又は指示の基準は、原則として次のような事態になった時に発令するものとする。

- ・ 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、土砂災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告・指示を発令する。
(地域防災計画における避難勧告発令基準 レベル4)
- ・ 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
- ・ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
- ・ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があるとみとめられるとき。

警戒区域の設定基準

危険防止や関係者以外の立ち入り禁止等をするための警戒区域の設定については、原則として次のような事態になった時に設定するものとする（災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する）。

- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。
- ・ 水防上緊急の必要があると認められるとき。
- ・ 火災現場等

第1 趣旨

福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、東海第二発電所等で同様の原子力災害が万が一に発生した場合に備え、国が原子力発電所の事故における検証後の防災基本計画若しくは防災指針を示すまで又は栃木県地域防災計画原子力対策編が策定され、それを受けて那須烏山市地域防災計画原子力対策編を策定するまでの間における初動対応を混乱なく実施するため、当該暫定行動計画を作成する。

なお、被害の想定については、福島第一原子力発電所の事故で設定された計画的避難区域^{※1}の内、福島第一原子力発電所から一番遠い地点の距離が約4.6kmであったことから、それを当市に当てはめ、市の東部が計画的避難区域に設定されるという被害を想定する。

第2 暫定行動計画**1 暫定の行動指針**

市は、次の点に特に留意し、行動するものとする。

① 情報収集

市は、通報・連絡等により原子力災害に繋がる恐れのある情報を把握した場合には、あらゆる手段を利用し情報を収集するものとする。

② 災害対策本部の設置

事故の状況から、原子力災害に発展することが考えられる場合は、市長の判断で災害対策本部を設置するものとする。

③ 情報伝達・広報

市は、県へ報告すべき情報があれば速やかに報告するものとし、また、必要があれば協力を依頼するものとする。

市は、必要に応じて事故情報・避難の状況・応急対策活動の内容等について、住民等に対し広報するものとする。

④ 緊急モニタリングの実施

市は、原子力災害の影響範囲を特定するため、市内で緊急のモニタリングを実施するものとする。

⑤ 機能移転先等の選定

市の庁舎が計画的避難区域等に該当する場合には、あらかじめ定めた機能移転先に移転する。

但し、市の庁舎が計画的避難区域等に該当しない場合には、現在の立地場所において、所期の役割を果たすものとする。

2-1 暫定の行動計画（特定事象^{※2}発生～計画的避難区域等の設定まで）**(1) 情報収集**

市は、通報・連絡等により原子力災害に繋がる恐れのある情報を把握した場合には、テレビ・ラジオ等により現在の状況の把握に努めるとともに、SPEEDI^{※3}や気象庁のホームページから放射性物質による影響についても情報を収集する。

(2) 災害対策本部の設置

事故の状況から、原子力災害に発展することが考えられる場合は、災害対策本部を設置する。

(3) 協力要請

市は、事故の状況から、必要に応じて県・消防署・警察署・自衛隊等に協力を求める。

(4) 緊急モニタリングの実施

市は、原子力災害に発展した場合、その影響範囲を特定するため、市内の指定避難場所においてモニタリングを実施する。

(5) 情報伝達

① 広報

市は、事故の状況について、ホームページ・データ放送等で住民へ広報する。ただし、重大な事故等が発生し、情報収集の結果、放射性物質の飛来が予想される場合には、ホームページ・データ放送の他、メールサービス・防災行政無線・広報車等のあらゆる情報発信の手段を活用し、屋内退避の指示を住民等へ広報する。

なお、広報する内容は、正確かつ理解しやすい内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

② 連絡

市は、事故の状況から必要と判断される場合には、学校、幼稚園、保育園、自治会、消防団、民生委員・児童委員、要配慮者に係る病院及び福祉施設へ電話・FAX等を利用して事故の状況を連絡する。

(6) 食料・水、生活必需品等備蓄品の確認と確保

市は、緊急モニタリングの結果、計画的避難区域に設定される可能性のある数値が観測された場合には、避難所の開設を想定し備蓄品の確認及び必要に応じて、食料・水、生活必需品の追加の確保を行う。

(7) 安定ヨウ素剤^{*4}の配布

予防服用のために国や県から安定ヨウ素剤が配布された場合には、対象となる市民に対し速やかに配布する。

(8) 飲料水検査の実施

市は、水道水摂取への対応として、市内の各浄水場において水道水の放射性物質モニタリング検査を実施する。その結果「乳児による水道水の摂取に係る対応について」に基づき、指標等を超えた場合、市は、水道水の摂取制限及び広報を行うとともに、指標等に近い値が測定されている場合は、毎日測定し、その結果を公表する。

2-2 暫定の行動計画（計画的避難区域設定後）

(1) 情報収集

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、国や県から区域の設定に係る情報の提供を依頼するとともに、テレビ・ラジオ等による情報の収集についても継続して実施する。

(2) 災害対策本部の設置

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、災害対策本部を設置する。

(3) 協力要請

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、必要に応じて県・消防署・警察署・自衛隊等に協力を求める。

(4) 避難所の設置

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、地域防災計画で指定されている避難所のうち、計画的避難区域に該当しない施設を避難所として設置する。

ただし、福島第一原子力発電所を越える事故が発生し、市内全域が計画的避難区域に設定された場合には、災害時における相互応援に関する協定を締結している、埼玉県和光市及び東京都豊島区に対して避難受け入れの要請を行う。

(5) 避難の指示等の伝達等

① 市における避難の指示等の内容の伝達等

ア 市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、防災行政無線・広報車・ホームページ・データ放送等のあらゆる手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報に努める。

なお、広報する内容は、正確かつ簡潔な内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

また、市は、学校、幼稚園、保育園、自治会、消防団、民生委員・児童委員、要配慮者に係る病院及び福祉施設へ電話・FAX等を利用して避難区域及び避難指示等の内容を連絡する。

イ 市は、避難の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難区域の住民等に対し、避難の措置を講じる。

ウ 市は、避難所に職員を派遣し、それぞれの避難所・避難住民との連絡調整に当たらせる。なお、避難所開設の際には、入口受付にて避難住民の避難状況を把握する。

エ 市は、庁舎が避難対象区域に入り、あらかじめ定められた庁舎の機能移転先に移転する場合には、その旨を避難対象区域外の住民に周知する。

(6) 避難の指示等に係る住民等への指示・留意事項

① 避難対象区域の住民等への指示事項

市は、避難を実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

ア 電気・ガス及び水道の元栓を閉める。

イ 戸締りをする。

ウ 落ち着いて行動する。

エ 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。

オ 自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝えるか、避難先を把握できる状態にしたうえで避難する。

② 避難所における住民の留意事項

市は、避難所における住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の協力が得られるよう努める。

ア 避難所においては、相互に助け合うとともに、市の避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。

イ 避難状況の把握への協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨報告をお願いする。

ウ 健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。

③ 避難の指示等の広報・伝達する者が特に留意すべき点

ア 市は、避難の指示等の広報・伝達に当たり、社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに、次の点に留意して広報・伝達する。

- 事実を伝えること。
- 最新の情報であること。
- 正確に伝えること。
- 簡潔に伝えること。
- 明瞭に伝えること。
- 礼儀正しく伝えること。
- 必要な情報は省略せず伝えること。
- あいまいな情報は慎むこと。
- 繰り返し伝えること。

イ 広報する事項は概ね次のとおりとする。

- 事故の状況と今後の予測
- 原子力発電所における対策状況
- 行政機関の対策状況
- 対象住民等がとるべき行動
- 避難対象区域
- その他必要と認める事項

(7) モニタリングの実施

市は、計画的避難区域に設定された場合、市内の指定避難場所のうち計画的避難区域に該当しない施設においてモニタリングを実施する。

その結果、計画的避難区域に該当しない地域においても、計画的避難区域設定の基準となる数値を超えている地区・家屋等を発見した場合には、避難を促す。

(8) 市の行政機能の移転について

市の庁舎が計画的避難対象区域に該当する場合の行政機能の移転について、烏山庁舎・水道庁舎等、烏山地区の庁舎が計画的避難区域に該当する場合は、南那須庁舎及び保健福祉センター等に行政機能を移転する。

ただし、福島第一原子力発電所を越える事故が発生し、市内全域が計画的避難区域に指定された場合には、災害時における相互応援に関する協定を締結している、埼玉県和光市及び東京都豊島区に対して行政機能移転受け入れの要請を行い移転する。

なお、機能移転に当たっては、まず住民避難を優先したうえで実施する。

(9) 食料・水、生活必需品等の確保

市は、計画的避難区域の設定が長期化した場合を想定し、避難所で必要となる食料・水、生活必需品を確保する。

(10) 飲料水検査の実施

市は、水道水摂取対応として、市内の各浄水場において水道水の放射性物質モニタリング検査を実施する。その結果「乳児による水道水の摂取に係る対応について」に基づき、指標等を超えた場合、市は、水道水の摂取制限及び広報を行うとともに、指標等に近い値が測定されている場合は、毎日測定し、その結果を公表する。

※1 計画的避難区域

原子力災害対策特別措置法に基づく措置で、住民が約1か月かけて別の地域へ計画的に避難を行うよう指定される地域のこと。

福島第一原子力発電所の事故時は、年間20ミリシーベルトに達する可能性がある地域が指定された。なお、年間20ミリシーベルトを毎時に換算すると、毎時2.28マイクロシーベルトとなる。また、放射線量の積算値10ミリシーベルトというのが、屋内退避の目安となっている。

※2 特定事象

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のこと。

例) 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により5 μ Sv/h以上の場合 等

※3 SPEED I

原子炉施設から大量の放射性物質が放出された場合や、あるいはそのおそれがある場合に、放出源情報（施設から大気中に放出される放射性物質の、核種ごとの放出量の時間的変化）、施設の周囲の気象予測と地形データに基づいて大気中の拡散シミュレーションを行い、大気中の放射性物質の濃度や線量率の分布を予測するためのシステム

※4 安定ヨウ素剤

原子力災害などで大気中に放出された放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積されにくくするために、予防的に服用する薬剤